

第95回定期総代会議案

報告事項 I. 平成28年度事業報告の件…………… 1頁

II. 平成28年度貸借対照表、損益計算書及び
基金等変動計算書報告の件…………… 31頁

III. 相互会社制度運営報告の件…………… 43頁

決議事項

第1号議案 平成28年度剰余金処分案承認の件…………… 47頁

第2号議案 社員配当準備金分配の件…………… 48頁

第3号議案 評議員9名選任の件…………… 59頁

第4号議案 取締役11名選任の件…………… 60頁

第5号議案 監査役1名選任の件…………… 66頁

(添付書類)

報告事項 I. 平成28年度事業報告の件

平成28年度 平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで 事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当社は生命保険業免許にもとづき、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険などの生命保険の引受けを行うとともに、保険料として收受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付、不動産投資などを行っております。また、生命保険業に付随する業務及び法定他業も行っております。

[経済情勢と業界動向]

平成28年度のわが国経済については、当初、足踏み状態が続いたものの、年度後半は海外経済の回復を反映して緩やかな回復基調となりました。個人消費は、雇用・所得環境が改善したものの、家計の節約志向が続いたことで伸び悩みました。一方、海外需要の回復を反映して、輸出は年度後半にかけて増加し、手控えられていた設備投資も製造業を中心を持ち直しの動きがみられました。また、住宅投資は、低金利環境が続くなかで貸家を中心に増加しました。海外経済については、米国は緩やかな回復基調を維持し、欧州は緩和的な金融政策を下支えに緩やかな持ち直しの動きが続きました。新興国については、減速傾向にあった中国経済が概ね安定したことで、その他の新興国も年度後半にかけて持ち直しました。

金融資本市場については、年度前半は、英国の国民投票でのEU離脱決定にともなう不透明感などから前年度末に比べ円高・株安、金利低下となりましたが、11月の米国の大統領選挙以降は、新政権による財政政策などへの期待から大幅な円安・株高となりました。長期金利については、指標となる10年国債利回りは、日本銀行によるマイナス金利の深掘りが意識されたことなどで7月上旬には過去最低となるマイナス0.30%まで低下しましたが、7月末にマイナス金利幅の拡大が見送られたことで急速に水準を戻しました。9月下旬に日本銀行が10年国債利回りをゼロ%程度に誘導する新たな枠組みを導入した後は、米国の大統領選挙以降の米国金利上昇を受けてプラス圏まで上昇したものの、低位の狭いレンジでの推移が続き、0.065%で期末を迎えました。為替レートについては、

対ドルでは、年度前半は米国の利上げの先送りが続いたことに加え、英国の国民投票の結果を背景としたリスク回避的な動きもあって100円前後まで円高が進みました。11月以降は、米国金利上昇による日米金利差の拡大などから118円台まで急速に円安が進行した局面もありましたが、その後は米国の新政権の政策実現に対する不透明感から、前年度末とほぼ同水準となる112円台で期末を迎えました。対ユーロでは、ECBによる緩和的な金融政策や反EU勢力の台頭といった政治リスクもあり、前年度末比約8円の円高となる119円台で期末を迎えました。株価については、英国の国民投票の結果を受け6月下旬に日経平均株価で一時1万5千円を割り込みましたが、日本銀行によるETFの買入れが下支えとなるなか、11月以降の円安進行による企業業績の改善期待などから上昇し、前年度末を約2千百円上回る18,909円で期末を迎えました。

生命保険業界においては、少子高齢化の進展をはじめとした社会構造の変化を受け、医療・介護保険など第三分野商品の開発に注力する動きが見られております。また、販売チャネル面では、営業職員チャネル、金融機関窓口販売に加えて乗合募集代理店やダイレクトチャネルなど多様化が図られており、お客さまとの接点の拡大に向けた様々な取組みが推進されております。

一方で、低金利環境のさらなる長期化が見込まれるなか、保険販売面においては、一時払を中心とした貯蓄性商品の予定利率の見直しや販売停止等の動きも見られました。資産運用面においては、国債から外国公社債への資金シフトなどを通じ、資産運用利回りの低下に備えた取組みが進められました。また、健全性の維持や企業価値の向上を目的とし、ERM（統合的リスク管理）の高度化に向けた取組みも行われました。

5月に改正保険業法が施行され、意向把握義務及び情報提供義務などの保険募集に係る基本的ルールが創設されたことや、募集代理店に対し業務の特性や規模に応じた体制整備が義務付けられたことを受けて、各社において対応が図されました。

10月に金融庁より公表された「平成28事務年度 金融行政方針」の中で、金融機関等における顧客本位の業務運営の確立・定着が重点施策として挙げられており、3月には「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されました。

[事業の経過]

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』、『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』にもとづき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点として、経営及び業務遂行に努めました。また、お客さま基点を実践しうる人材育成への取組みとして、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しました。加えて、低金利環境が今後も継続すると見込まれるなか、お客さまのニーズの変化を捉

えた商品開発・販売、資産運用の高度化及びERM（統合的リスク管理）の推進に引き続き取り組みました。

① 中期経営計画

当社は、平成28年度より30年度にかけての新たな中期経営計画を開始しました。

「最大たらんよりは最優たれ」をDNAとする当社においては、質を重視した経営の差別化を実践しており、今回の中期経営計画においても「業務プロセス」や「職員一人ひとりの意識」の質を高めていくことを目指しております。こうした取組みにより、会社の質を向上させることができれば、結果として各種業績の向上につながるものと考えております。

また、中期経営計画のビジョンは、前中期経営計画（平成25年度から27年度）から引き続き、「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」としております。このビジョンは、お客さまに当社ならではのサービスや経験を創り出し、ご提供することにより、「お客さま基点」をより高いレベルで実現させ、「最も評価される」ことが当社の在りたい姿であるということを示しております。

具体的には、「お客さま満足度の向上」を最重要課題と位置付け、その実現に向け、本社各部門では「営業職員チャネルの強化」「経営基盤の構築」「差別化を実践できる人づくり」のカテゴリー別に策定したアクションプランを、各支社ではお客さまアドバイザーと支社スタッフで構成される「支社中計委員会」において策定したアクションプランを、それぞれ実行しております。あわせて、「お客さま基点」を価値観として行動できるように「気づき」や「自覚」を促すことを目的として、全職員を対象とした研修を行う、「お客さま基点活動」を実施しております。「お客さま基点」を価値観として行動できる人材を育成することが当社の目指す「差別化」につながり、結果としてお客さま満足度の向上につながっていくものと考えております。

アクションプランの成果が出始めておりますが、中期経営計画のビジョンの実現に向けてはまだ道半ばであり、今後も全役職員が一丸となり努力してまいります。

② 保険販売及びお客さまサービス

保険販売については、地域に密着してFace to Faceの活動をしていくという考え方のもと、当社では営業職員チャネルを、フコクしんらい生命では信用金庫を中心に募集代理店・金融機関窓口販売チャネルを展開しております。

当社においては、従前より一人でも多くの方々にお客さまとなっていただくという「お客さま純増」の方針のもと、お客さま一人ひとりのニーズに沿った保険の設計・提案により満足してご契約いただくとともにアフターサービスを充実させ、安心して契約をご継続いただけるよう、お客さまアドバイザーによる対面販売の体制強化を推進しました。

お客さまアドバイザーの育成面では、研修・教育制度の充実、ファイナンシャル・プランナー資格の取得促進などを通じて知識とスキルの強化を図り、ご契約から保険金・給付金のお支払いに至るまで、お客さまのさまざまなご要望やご相談にお応えできるような信頼される人材の育成に注力しました。

個人保険の販売面では、4月に、8大生活習慣病による入院を支払日数無制限で保障するほか、生活習慣病の退院後療養や出産といった新しい概念の給付事由も盛り込むことで付加価値を高めた医療保険「医療大臣プレミアエイト」を発売しました。

このように第三分野商品の開発に注力する一方、当社はご遺族の生活保障としての死亡保障も依然として重要であると考えております。そのため、新商品の発売による保障内容の拡充と並行して、死亡や就業不能など「人生の5つのリスク」に対する必要保障額を具体的にお示しすることができる提案ツール「ライフコンパス」の活用により、お客さま一人ひとりのライフプランに沿ったきめ細やかなコンサルティングセールスをこれまで以上に推進し、さまざまなリスクを的確にカバーできる保障の提供に努めました。

企業保険分野では、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お客さまの多様なニーズに応じた制度や商品の提案を行いました。また、企業保険に加入されているお客さまへの一層のサービス向上を図るため、「健康・医療相談」や「専門医相談（セカンドオピニオン情報）」、「メンタルヘルス対面カウンセリング」等の幅広いサービスを利用することができる「フコク生命あんしん健康相談ダイヤル」を提供しております。

お客さまサービスについては、1月に消費者志向経営推進組織（消費者庁等で構成される組織）が提唱する取組みに賛同し、「消費者志向自主宣言」を公表しました。平成27年に第三者意見書の取得と自己適合宣言を行った苦情対応に関する国際規格「ISO10002」とあわせて、アンケートなどを通じて集めたお客さまの「声」や社会からの要請を経営改善に活かしていくことで、お客さまのさらなる満足と信頼につながる活動を実践していくよう努めています。

具体的には、平成26年8月より、高齢のお客さまの現況確認を行っております。さらに、高齢のお客さまへのサポート体制を充実させるため、4月より「ご家族情報登録制度」を開始しました。あらかじめお客さまのご家族の方を「第二連絡先」として当社にご登録いただくことで、お客さまと連絡が取れなくなった場合、「第二連絡先」のご家族を通じてお客さまの現況確認をさせていただく制度です。同じく4月以降お客さまの申出管理をお客さまアドバイザーが所有するタブレット端末「PlanDo」で行えるようにし、管理体制を強化するとともに、お客さま対応の迅速化を図りました。1月にはIBM Watson Explorerを組み込んだ「診断書査定自動コード化システム」を給付金等の支払査定業務に導入し、システムによる査定と人間の査定を突合することにより、査定精度の向上及び支払いの迅速化を可能としました。

③ 資産運用

日本銀行のマイナス金利政策や9月下旬に導入された10年国債利回りをゼロ%程度に誘導する新たな枠組みなどにより国内金利が極めて低位で推移するなか、円貨建公社債への投資を控えた一方、流動性を確保しつつ収益性の維持を図るため、米国債を中心とした外貨建公社債に資金を配分しました。英国の国民投票でのEU離脱決定とともに不透明感を背景とした夏場の円高局面では、為替リスクのヘッジをしないオープン外債を中心に積み増しました。11月の米国の大統領選挙以降は、為替ヘッジに係るコストが一段と上昇したことで収益性の低下したヘッジ付外債を売却し、超長期の日本国債へ入れ替えました。国連責任投資原則（PRI）の署名機関として投資の意思決定に際しESG課題をより一層重視することとした株式については、株価が下押しする局面を捉え、計画に沿って積み増しました。また、4月に資産運用会社としての認可を取得した富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社は、主にアジア・オセアニアの株式や債券を対象とする資産運用業務を開始しました。引き続き不透明感の強い相場環境に対応していくとともに、ESG投資の拡充や、ロンドン、ニューヨーク、シンガポールの運用三拠点によるグローバルな分散投資の深化などを通じて、資産運用の高度化を図ってまいります。

なお、当社はスチュワードシップ・コードの受入れを表明し、主要投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）に注力しております。引き続き、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使などのスチュワードシップ活動が投資先企業の持続的成長を促し、お客さまからお預かりした大切な資金の中長期的なリターンの拡大に資するよう努めてまいります。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入については、残高増により外国公社債利息が増加したもの、外国株式等の配当金が減少し、売買目的有価証券分を含む合計額で前年対比54億円減少の1,409億円となりました。資産運用収益全体では、国内公社債を中心に計画的に利益確定を進めた前年度から有価証券売却益が減少したことなどから、同264億円減少の1,601億円となりました。資産運用費用については、為替ヘッジに係るコストの上昇により為替差損が増加したものの、売買目的有価証券運用損が減少したほか、金融派生商品費用が収益に転じたことなどから、同33億円減少の445億円となりました。その結果、資産運用収支は同231億円減少の1,156億円となりました。

有価証券の含み益については、株式の含み益が増加したものの、内外金利の上昇により国内公社債及び外国公社債の含み益が減少したことなどから、前年対比791億円減少の7,622億円となりました。また、土地の含み益は、同73億円増加の1,159億円となりました。

④ 法令等遵守態勢

当社は、コンプライアンスに関する社内規程を適宜見直すとともに、全役職員に対し実践的なコンプライアンス教育を継続的に実施するなど、法令等遵守態勢を整備・強化しております。さらに、本社・支社・営業所の点検・指導を徹底して、コンプライアンス意識や知識のさらなる向上と不適正事象の防止に努めました。

また、反社会的勢力との一切の関係遮断を徹底するため、各取引時に相手方が反社会的勢力に該当するか否かを確認して、反社会的勢力との取引の未然防止を図ることなどにより、社会からの信頼及び業務の適切性・健全性の確保に努めました。

平成28年度においては、5月に施行された改正保険業法に対応するため、「富国生命の営業活動方針」を改正し、保険募集に際しての適正性の確保に向けた社内体制のさらなる充実を図るとともに、10月に施行された改正犯罪収益移転防止法による取引時確認の強化に対応するため、本人確認方法を厳格化するなどの体制整備を進めました。

⑤ リスク管理態勢

ERM（統合的リスク管理）を行うリスク管理委員会とその下に設置した保険引受リスク・資産運用リスク・事務リスク・システムリスク・大規模災害や情報漏えいなどのリスクに応じた5つの下部委員会及び主にストレステストとグループリスク管理の専門的な検討を行うリスク管理専門委員会において、厳格な管理に努めました。

日本銀行によるマイナス金利政策の導入以降、金利の大幅な低下を受けた逆ざやリスクの高まりに対しては、貯蓄性商品の販売動向のモニタリングを強化したうえで、一時払商品を販売休止とするなどリスク対応を図りました。さらに、マイナス金利の基礎利益や経営の健全性への影響についてストレステストを実施しております。

引き続きERM（統合的リスク管理）の推進により、自己資本・リスク・リターンを自らの経営戦略と一体で管理することで、「健全性の確保」「収益性の確保」「リスク・リターン効率の最適化」を実現し、企業価値を向上させてまいります。

また、多様化・複雑化する外部環境の変化に対応し、将来にわたり経営の健全性を確保し、いかなることがあっても保険金等をお客さまに確実にお支払いするために、リスク・リターン効率指標の活用及びリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）などを通じて継続的にリスク管理の高度化に取り組んでおります。さらに、巧妙化する外部からの不正アクセスや標的型メール攻撃などのサイバー攻撃に対し、お客様の情報をお守りするための追加対策を実施するとともに、昨年度に策定したコンティンジェンシープランに基づく訓練を実施するなど、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に継続的に取り組んでおります。

⑥ 経営の健全性の確保

会社を取り巻く様々なリスクへの備えとして、自己資本の充実を図るため10月に永久劣後特約付社債500億円を発行したほか、危険準備金や価格変動準備金の積増しを行いました。

保険会社の健全性を示す指標については、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は1,214.8%、時価ベースの実質的な自己資本である実質資産負債差額は1兆6,236億円となり、十分な水準を確保しております。

保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」（格付けの方向性／安定的）、スタンダード&プアーズより「A」（アウトランク／安定的）、ムーディーズより「A2」（格付けの見通し／ポジティブ）の格付けを取得しております。ムーディーズにおいては、過去数年間にわたる内部留保の蓄積により資本基盤を持続的に強化してきたことが評価され、3月に格付けの見通しが「安定的」から「ポジティブ」へ変更されております。

⑦ コーポレートガバナンス基本方針の制定

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、5月にコーポレートガバナンス基本方針を制定しました。

当社は、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスを実現するために適宜体制の見直しを行うとともに、ご契約者の負託に応え、保険金や給付金を確実にお支払いするという使命を果たしてまいります。

[事業の成果]

以上の結果、平成28年度の業績の概要は次のとおりとなりました。

① 保有契約の状況

当期末の保険金額にもとづく契約高については、個人保険及び個人年金保険の新契約高が1兆7,184億円（前年対比0.8%減）、減少契約高が1兆9,683億円（前年対比5.7%減）となり、年度末保有契約高は25兆9,509億円（前年対比1.0%減）となりました。団体保険の年度末保有契約高は17兆1,515億円（前年対比1.1%増）、団体年金保険の年度末保有契約高は2兆1,567億円（前年対比1.8%増）となりました。

当期末の年換算保険料については、個人保険及び個人年金保険の新契約が263億円（前年対比12.3%増）、年度末保有契約が4,123億円（前年対比1.3%増）となりました。このうち医療保障・生前給付保障等は、新契約が78億円（前年対比11.4%増）、年度末保有契約が1,091億円（前年対比1.5%増）となりました。

【保険金額】

(単位:億円, %)

| | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度(当期) | |
|---------------------------------|----------|----------|----------|----------|--------------|--------|
| | | | | | 増減率 | |
| 個人保険 (保障額) | 年度始保有契約高 | 248,851 | 242,084 | 236,846 | 234,174 | △ 1.1 |
| | 新契約高 | 15,969 | 15,649 | 16,316 | 15,601 | △ 4.4 |
| | 減少契約高 | 22,735 | 20,888 | 18,987 | 18,170 | △ 4.3 |
| | 年度末保有契約高 | 242,084 | 236,846 | 234,174 | 231,606 | △ 1.1 |
| 個人年金保険 〔年金原資 及び 責任準備金〕 | 年度始保有契約高 | 30,341 | 29,487 | 28,718 | 27,833 | △ 3.1 |
| | 新契約高 | 565 | 724 | 1,009 | 1,582 | 56.8 |
| | 減少契約高 | 1,419 | 1,494 | 1,893 | 1,512 | △ 20.1 |
| | 年度末保有契約高 | 29,487 | 28,718 | 27,833 | 27,903 | 0.3 |
| 個人保険 + 個人年金保険 | 年度始保有契約高 | 279,192 | 271,572 | 265,564 | 262,008 | △ 1.3 |
| | 新契約高 | 16,534 | 16,374 | 17,325 | 17,184 | △ 0.8 |
| | 減少契約高 | 24,154 | 22,382 | 20,881 | 19,683 | △ 5.7 |
| | 年度末保有契約高 | 271,572 | 265,564 | 262,008 | 259,509 | △ 1.0 |
| 団体保険 (保障額) | 年度末保有契約高 | 165,468 | 166,780 | 169,723 | 171,515 | 1.1 |
| 団体年金保険 (責任準備金) | 年度末保有契約高 | 20,305 | 21,232 | 21,189 | 21,567 | 1.8 |

(注) 1. 個人保険+個人年金保険の「新契約高」には、転換による純増加額を含んでおります。

2. 個人保険+個人年金保険の「減少契約高」には、満期・死亡・解約・失効・減額等による減少契約高を含んでおります。

【年換算保険料】

(単位:億円, %)

| | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度(当期) | |
|---|---------|----------|----------|----------|--------------|------|
| | | | | | 増減率 | |
| 個人保険 | 新契約 | 198 | 192 | 200 | 212 | 6.1 |
| | 年度末保有契約 | 2,750 | 2,736 | 2,748 | 2,779 | 1.2 |
| 個人年金保険 | 新契約 | 24 | 31 | 34 | 50 | 48.5 |
| | 年度末保有契約 | 1,326 | 1,327 | 1,322 | 1,343 | 1.6 |
| 個人保険 + 個人年金保険 うち医療保障・ 生前給付保障等 | 新契約 | 223 | 224 | 234 | 263 | 12.3 |
| | 年度末保有契約 | 4,077 | 4,064 | 4,071 | 4,123 | 1.3 |
| | 新契約 | 75 | 70 | 70 | 78 | 11.4 |
| | 年度末保有契約 | 1,061 | 1,066 | 1,075 | 1,091 | 1.5 |

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

3. 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

② 収支の状況

経常収益では、保険料等収入は一時払終身保険や団体年金保険の保険料が減少したことにより、5,744億円（前年対比7.1%減）となりました。また、資産運用収益は1,601億円（前年対比14.2%減）となり、そのうち利息及び配当金等収入は1,344億円（前年対比2.1%減）となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,891億円（前年対比17.2%減）、責任準備金等繰入額は492億円（前年対比424.5%増）、資産運用費用は445億円（前年対比6.9%減）、事業費は872億円（前年対比0.8%増）となりました。

この結果、経常利益は541億円（前年対比10.3%減）となりました。

経常利益に、特別利益及び価格変動準備金繰入額141億円などの特別損失を加減し、さらに法人税等合計を32億円計上した結果、当期純剰余は366億円（前年対比11.7%減）となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期末処分剰余金は604億円（前年対比7.7%減）となりました。

剰余金処分案においては、社員配当準備金345億円、基金償却準備金20億円などをあわせて、367億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越すこととしております。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は889億円（前年対比3.7%減）となりました。

(単位:億円, %)

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 (当期) | |
|---------------|----------|----------|----------|---------------|-------|
| | | | | | 増減率 |
| 経常収益 | 8,023 | 8,677 | 8,143 | 7,431 | △8.7 |
| うち 保険料等収入 | 5,983 | 6,431 | 6,180 | 5,744 | △7.1 |
| うち 資産運用収益 | 1,930 | 2,137 | 1,866 | 1,601 | △14.2 |
| 経常費用 | 7,304 | 7,708 | 7,539 | 6,890 | △8.6 |
| うち 保険金等支払金 | 5,037 | 4,903 | 5,905 | 4,891 | △17.2 |
| うち 責任準備金等繰入額 | 702 | 1,365 | 93 | 492 | 424.5 |
| うち 責任準備金繰入額 | 697 | 1,364 | 93 | 491 | 427.0 |
| うち 資産運用費用 | 500 | 357 | 478 | 445 | △6.9 |
| うち 事業費 | 862 | 863 | 865 | 872 | 0.8 |
| 経常利益 | 719 | 968 | 603 | 541 | △10.3 |
| 特別利益 | 20 | 0 | 95 | 2 | △97.5 |
| 特別損失 | 114 | 33 | 222 | 144 | △35.2 |
| うち 価格変動準備金繰入額 | 23 | 25 | 217 | 141 | △34.8 |
| 当期純剰余 | 506 | 690 | 415 | 366 | △11.7 |
| 当期末処分剰余金 | 746 | 930 | 655 | 604 | △7.7 |
| 基礎利益 | 865 | 931 | 923 | 889 | △3.7 |

③ 資産・負債等の状況

当期末の総資産は758億円増加し、6兆5,656億円（前年対比1.2%増）となりました。このうち、有価証券は5兆3,696億円（前年対比5.5%増）となり、貸付金は6,277億円（前年対比9.5%減）となりました。

負債の部では、責任準備金は491億円増加し、5兆5,335億円（前年対比0.9%増）となりました。責任準備金のうち危険準備金は204億円を積み増し、1,710億円（前年対比13.6%増）となりました。社債は永久劣後特約付社債500億円の発行により、1,919億円（前年対比35.2%増）となりました。価格変動準備金は141億円を積み増し、824億円（前年対比20.8%増）となりました。

純資産の部は基金を償却したことに伴い基金償却準備金が200億円減少したことにより、5,831億円（前年対比3.9%減）となりました。

(単位:億円, %)

| | 平成 25 年度末 | 平成 26 年度末 | 平成 27 年度末 | 平成 28 年度(当期)末 | 増減率 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|-------|
| 資産の部 | 62,147 | 66,119 | 64,898 | 65,656 | 1.2 |
| うち 有価証券 | 48,771 | 52,409 | 50,917 | 53,696 | 5.5 |
| うち 公社債 | 29,087 | 28,862 | 26,871 | 28,725 | 6.9 |
| うち 株式 | 5,044 | 6,647 | 5,943 | 6,795 | 14.3 |
| うち 外国証券 | 13,892 | 16,072 | 17,221 | 17,227 | 0.0 |
| うち 貸付金 | 8,358 | 7,639 | 6,936 | 6,277 | △9.5 |
| うち 不動産 | 2,281 | 2,237 | 2,128 | 2,144 | 0.7 |
| 負債の部 | 57,208 | 59,141 | 58,828 | 59,824 | 1.7 |
| うち 責任準備金（除く危険準備金） | 52,282 | 53,325 | 53,337 | 53,625 | 0.5 |
| うち 個人保険 | 14,957 | 15,260 | 15,773 | 16,145 | 2.4 |
| うち 個人年金保険 | 16,547 | 16,358 | 15,897 | 15,429 | △2.9 |
| うち 団体保険 | 121 | 123 | 124 | 125 | 0.6 |
| うち 団体年金保険 | 20,305 | 21,232 | 21,189 | 21,567 | 1.8 |
| うち 危険準備金 | 1,102 | 1,425 | 1,505 | 1,710 | 13.6 |
| うち 社債 | 1,223 | 1,189 | 1,419 | 1,919 | 35.2 |
| うち 価格変動準備金 | 440 | 465 | 682 | 824 | 20.8 |
| 純資産の部 | 4,939 | 6,977 | 6,069 | 5,831 | △3.9 |
| うち 基金の総額 | 1,060 | 1,160 | 1,160 | 1,160 | 0.0 |
| うち 剰余金 | 1,247 | 1,435 | 1,482 | 1,294 | △12.7 |
| うち その他有価証券評価差額金 | 2,598 | 4,342 | 3,384 | 3,335 | △1.4 |

[会社が対処すべき課題]

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれています。

当社が目指している「お客さま基点」の実践は非常に高い目標と認識しておりますが、「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンとした中期経営計画の推進を通じて目標に近づくための努力をしてまいります。

インターネットなど情報通信手段の高度化がますます進展する昨今においてこそ、お客さまアドバイザーが地域に密着してFace to Faceの活動をしていくことの重要性は増しており、当社では、この活動を通じ、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」を徹底していくことが、結果として最大の差別化につながるものと考えております。

金融庁より3月に公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」については、これまで当社が取り組んでまいりました「お客さま基点」まさにそのものであり、この「お客さま基点」をベースに当社の方針と取組みを策定し、公表する予定です。

さらに、今後も人材育成に関する基本方針である「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備えた人材の育成に取り組んでまいります。とりわけ、「お客さま基点」を実践しうるお客さまアドバイザーの育成に注力することで、営業職員体制における中核層の拡大・強化を図ってまいります。

一方、当社を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、お客さまから最も評価される会社となるためには、これまでどおり経営の健全性を確保していくことが重要な課題であると考えております。特に、日本銀行によるマイナス金利政策などの実施により、低金利環境が今後も継続すると見込まれるなか、保険販売面及び資産運用面への対応は当社においても大きな課題のひとつであると認識しております。こうした認識のもと、ERM（統合的リスク管理）を推進し、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化などに引き続き取り組んでまいります。

保険会社としての最大の使命は「いかなることがあっても保険金等を確実にお支払いすること」であると考えております。

その実現には、安定的に利益を確保することによって、保険会社として持続的な成長を果たさなければなりません。そのためには、有価証券などの含み益に依存せずに会社の健全性を向上させるべく、内部留保の強化を図るとともに外部からの資本調達を行うことで、自己資本の充実を図っていくことが重要であると考えております。この考え方のもと、相互会社である当社においては、自己資本の充実とともに「ご契約者配当による保険料負担の軽減」を実現させていくことが最も重要な課題であると認識しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 (当期) |
|------------|--------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| 年度末契約高 | 個人保険 | 242,084 | 236,846 | 234,174 | 231,606 |
| | 個人年金保険 | 29,487 | 28,718 | 27,833 | 27,903 |
| | 団体保険 | 165,468 | 166,780 | 169,723 | 171,515 |
| | 団体年金保険 | 20,305 | 21,232 | 21,189 | 21,567 |
| | その他の保険 | 351 | 351 | 354 | 359 |
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 保険料等収入 | | 598,367 | 643,119 | 618,073 | 574,427 |
| 資産運用収益 | | 193,044 | 213,754 | 186,642 | 160,197 |
| 保険金等支払金 | | 503,718 | 490,362 | 590,510 | 489,162 |
| 経常利益 | | 71,900 | 96,877 | 60,344 | 54,113 |
| 当期純剰余 | | 50,622 | 69,043 | 41,551 | 36,674 |
| 社員配当準備金繰入額 | | 31,595 | 36,698 | 35,236 | 34,592 |
| 総資産 | | 6,214,796 | 6,611,952 | 6,489,815 | 6,565,647 |

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額の合計を記載しております。
 2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金を記載しております。
 3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・医療保障保険（団体型）・団体就業不能保障保険の契約高の合計を記載しております。

(3) 支社等及び代理店の状況

| 区分 | 前期末 | 当期末 | 当期増減（△） |
|-----|-------|-------|---------|
| 支社 | 店 62 | 店 62 | 店 0 |
| 営業部 | 10 | 10 | 0 |
| 営業所 | 468 | 466 | △2 |
| 計 | 540 | 538 | △2 |
| 代理店 | 1,485 | 1,324 | △ 161 |

(4) 使用人の状況

| 区分 | 前期末 | 当期末 | 当期 増減(△) | 当期末現在 | | |
|------|------------|------------|-------------|-----------|------------|------------|
| | | | | 平均年齢 | 平均勤続 年数 | 平均給与 月額 |
| 内務職員 | 名 2,892 | 名 2,855 | △37 | 歳 44.2 | 年 15.3 | 千円 349 |
| 営業職員 | 9,828 | 9,789 | △39 | 44.4 | | |

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

平成28年9月に基金200億円を償却しました。

平成28年10月に永久劣後特約付社債を発行し、500億円の資金調達を行いました。

(7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | | |
|---------|------------|--------|
| 設備投資の総額 | 保険及び保険関連事業 | 11,976 |
| | 資産運用関連事業 | 7,415 |

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容 | 金 額 |
|-----------------------------|-------|
| 投資用不動産（建物）の新設 (札幌市中央区所在) | 3,867 |

(8) 重要な子会社等の状況

| 会 社 名 | 所 在 地 | 主要な事業内容 | 設立年月日 | 資 本 金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 |
|----------------------------------|---|---|---------------------|-----------------|------------------|
| 株式会社 富国保険エージェンシー | 東京都千代田区内幸町 二丁目 2番 2号 | 損害保険・生命保険の募集業務 | 昭和 27 年 10月 1 日 | 百万円 10 | % 87.6 |
| 株式会社 富国収納サービス社 | 千葉県印西市大塚 二丁目 10 番地 | 生命保険料の収納業務 | 昭和 55 年 10月 20 日 | 百万円 10 | % 92.5 |
| 富国生命投資顧問 株式会社 | 東京都千代田区内幸町 一丁目 3番 1号 | 金融商品に係わる投資運用業務及び投資助言業務 | 昭和 61 年 7月 24 日 | 百万円 498 | % 99.0 |
| 富国生命 インシュアランスサポート 株式会社 | 東京都千代田区内幸町 二丁目 2番 2号 | 生命保険の募集に関する業務の受託 | 平成 6 年 4月 1 日 | 百万円 50 | % 100.0 |
| 富国ビジネスサービス 株式会社 | 千葉県印西市大塚 二丁目 10 番地 | 当社印刷物の作成・発送業務の受託、物品の斡旋・販売業務 | 平成 7 年 12月 1 日 | 百万円 50 | % 100.0 |
| フコクしんらい生命保険 株式会社 | 東京都新宿区西新宿 八丁目 17 番 1号 | 生命保険業 | 平成 8 年 8月 8 日 | 百万円 35,499 | % 89.6 |
| フコク情報システム 株式会社 | 東京都千代田区東神田 一丁目 7 番 8 号 (千葉県印西市大塚 二丁目 10 番地) | コンピュータシステム及び情報通信システムの企画・設計・開発・保守・運用管理業務 | 平成 14 年 4月 1 日 | 百万円 300 | % 60.0 |
| 富国生命 スタッフサービス 株式会社 | 東京都千代田区内幸町 一丁目 3番 1号 | 労働者派遣事業及び当社福利厚生業務の受託 | 平成 16 年 4月 1 日 | 百万円 50 | % 100.0 |
| 富国生命 インターナショナル(英国) 株式会社 | 3rd Floor, Baltic Exchange, 38 St. Mary Axe, London, EC3A 8EX, U.K. | 金融商品に係わる投資運用業務及び投資助言業務 | 平成 2 年 9月 5 日 | 万英ポンド 400 | % 100.0 |
| 富国生命 インターナショナル(米国) 株式会社 | Times Square Tower, 7 Times Square, 35th Floor, New York, NY 10036 U.S.A. | 金融商品に係わる投資運用業務及び投資助言業務 | 平成 14 年 3月 1 日 | 万米ドル 400 | % 100.0 |
| 富国生命インベストメント (シンガポール) 株式会社 | 80 Robinson Road #16-04 Singapore 068898 | 投資助言業務、アジアにおける金融経済情勢及び生命保険市場に関する調査業務 | 平成 26 年 4月 1 日 | 万シガポールドル 200 | % 100.0 |

(注) 所在地は本社所在地を記載しておりますが、フコク情報システム(株)の()内は主たる事務所の所在地です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

| 事業譲渡等の日付 | 事業譲渡等の状況 |
|------------|---|
| 平成29年3月16日 | 当社は、当社の子会社であるフコクしんらい生命保険株式会社が行う299億円の増資のうち277億円を引き受けました。これにより、同社に対する議決権比率は87.7%から89.6%になりました。 |

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|-------|--|--|-----|
| 秋山 智史 | 取締役会長 | 株式会社東京ドーム 取締役 富士急行株式会社 取締役 日清紡ホールディングス株式会社 取締役 昭和電工株式会社 取締役 | |
| 米山 好映 | 代表取締役社長 社長執行役員 人材開発本部長 人材開発本部 担当 | 日本信号株式会社 取締役 | |
| 古屋 勝正 | 取締役 副社長執行役員 中期経営計画 担当 市場開発部・総合営業推進部 担当 | | |
| 秋川 貞 | 取締役 常務執行役員 お客さまサービス本部長 法人サービス部・お客さまサービス部・ 契約医務部・保険金部・契約管理部・ 事務企画部 担当 | | |
| 藤原 利秀 | 取締役 常務執行役員 営業企画部・業務部・営業管理部・ 年金コンサルティング部 担当 | | |
| 櫻井 祐記 | 取締役 常務執行役員 中期経営計画 副担当 総合企画室・コンプライアンス統括部・ リスク管理統括部・有価証券管理室 担当 | 株式会社オリエントコーポレーション 監査役 | |
| 林 俊勝 | 取締役 常務執行役員 秘書室・総務部・人事部・経理部・ 主計部・関連事業部 担当 | | |
| 一色 浩三 | 取締役（社外役員） | 株式会社メディカルシステムネットワーク 取締役 | |
| 田辺 和夫 | 取締役（社外役員） | 三井住友信託銀行株式会社 特別顧問 | |
| 北村 康幸 | 取締役 執行役員 監査部・支払監査室 担当 | | |
| 渡部 毅彦 | 取締役 執行役員 財務企画部長 株式部・資金債券部・融資部・特別勘定運用室・財務企画部・不動産部 担当 | | |
| 根津 嘉澄 | 監査役（社外役員） | 東武鉄道株式会社 代表取締役社長 東京急行電鉄株式会社 取締役 株式会社松屋 取締役 株式会社ゆうちょ銀行 取締役 丸紅株式会社 監査役 | |
| 指田 権一 | 監査役（社外役員） | 日清紡ホールディングス株式会社 顧問 | |
| 高橋 恭平 | 監査役（社外役員） | 昭和電工株式会社 相談役 丸紅株式会社 取締役 | |
| 今井 明雄 | 監査役（常勤） | | |
| 吉澤 啓 | 監査役（常勤） | | |

当該事業年度中に退任した会社役員は次のとおりです。

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|-------|-----------|-------|--------------------------|
| 平井 堅治 | 取締役 | | 平成 28 年 7 月 5 日 取締役退任 |
| 酒井 均 | 取締役 | | 平成 28 年 7 月 5 日 取締役退任 |
| 大橋 光夫 | 監査役（社外役員） | | 平成 28 年 7 月 5 日 監査役退任 |

平成 29 年 3 月 31 日時点の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|-------|---|-------|------------------------------|
| 櫻井 健司 | 常務執行役員 人材開発本部副本部長 人材開発本部 担当 | | 平成 29 年 3 月 31 日 常務執行役員退任 |
| 吉橋 利光 | 執行役員 | | 平成 29 年 3 月 31 日 執行役員退任 |
| 鈴木 修 | 執行役員 業務部 担当 | | |
| 中尾 真司 | 執行役員 お客様サービス部長 お客様サービス部 担当 | | |
| 鳥居 直之 | 執行役員 総合企画室長 総合企画室 担当 | | |
| 中鶴 正人 | 執行役員 監査部長 監査部 担当 | | |
| 市川 親司 | 執行役員 業務部長 業務部 担当 | | |
| 秋山 繁 | 執行役員 総合営業推進部 担当 | | 平成 29 年 3 月 31 日 執行役員退任 |
| 大森 丈史 | 執行役員 福島支社長兼東北ブロック長 福島支社・東北ブロック 担当 | | |
| 有田 親央 | 執行役員 総合営業推進部長 総合営業推進部 担当 | | |

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区分 | 支給人数 | 報酬等 |
|-----|------|-----|
| 取締役 | 13名 | 346 |
| 監査役 | 6名 | 88 |
| 計 | 19名 | 433 |

(注) 1. 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。

2. 使用人兼務取締役に対する使用人としての報酬は16百万円であります。
3. 支給人数及び報酬等の額には、平成28年7月5日に退任した取締役2名、監査役1名及び当該取締役、監査役に対する報酬が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は総代会決議（平成19年7月3日開催）により、年額5億円以内と定められております。
(報酬限度額には使用人分の給与及び賞与は含みません。)
5. 監査役の報酬限度額は総代会決議（平成19年7月3日開催）により、年額1億円以内と定められております。

(3) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|-------|--|
| 一色 浩三 | |
| 田辺 和夫 | |
| 根津 嘉澄 | |
| 指田 穎一 | |
| 高橋 恒平 | 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、当該社外役員との間に、任務懈怠により会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。 |

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|-------|---|
| 一色 浩三 | 同氏は株式会社メディカルシステムネットワークの社外取締役であります。 上記に記載している法人と当社に特別な利害関係はありません。 |
| 田辺 和夫 | 該当事項はありません。 |
| 根津 嘉澄 | 同氏は東武鉄道株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と保険取引の他、貸付金等の財務取引があります。 また、同氏は東京急行電鉄株式会社、株式会社松屋及び株式会社ゆうちょ銀行の社外取締役であり、丸紅株式会社の社外監査役であります。 上記に記載している法人と当社に特別な利害関係はありません。 |
| 指田 穎一 | 該当事項はありません。 |
| 高橋 恒平 | 同氏は丸紅株式会社の社外取締役であります。 上記に記載している法人と当社に特別な利害関係はありません。 |

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会・監査役会への出席状況 | 取締役会・監査役会における発言その他の活動状況 |
|-------|--------|---------------------------|---|
| 一色 浩三 | 9年9ヶ月 | 取締役会 15/15回 | 企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、経営全般に関して必要な質問、意見を述べる等、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。また、宮崎支社にて開催されたご契約者懇談会に出席しております。 |
| 田辺 和夫 | 3年9ヶ月 | 取締役会 14/15回 | 企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、経営全般に関して必要な質問、意見を述べる等、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。 |
| 根津 嘉澄 | 14年9ヶ月 | 取締役会 12/15回 監査役会 7/ 8回 | 当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。 |
| 指田 穎一 | 4年9ヶ月 | 取締役会 15/15回 監査役会 8/ 8回 | 当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。 |
| 高橋 恒平 | 9ヶ月 | 取締役会 11/11回 監査役会 7/ 7回 | 当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。 |

(注) 取締役会・監査役会への出席状況は、当該事業年度について記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 保険会社からの報酬等 | 保険会社の親会社等からの報酬等 |
|-------|------|------------|-----------------|
| 報酬等合計 | 6名 | 42 | — |

(注) 上記支給人数及び報酬等の額には、平成28年7月5日に退任した監査役1名及び当該監査役に対する報酬が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額 10,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数 2 名

(3) 基金拠出者

| 基金拠出者の氏名又は名称 | 当社への基金拠出状況 | |
|--------------|--------------|-----------|
| | 基金拠出額 | 基金拠出割合 |
| 信金中央金庫 | 百万円 5,000 | % 50.0 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 5,000 | 50.0 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|--------------------------------------|------------------------------|--|
| きさらぎ監査法人 指定社員 佐藤 好生 指定社員 安田 雄一 | 会計監査人監査に対する 報酬等 72 | 〈報酬等に同意した理由〉 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。 〈非監査業務の内容〉 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「特別勘定業務に係る内部統制の保証業務」等であります。 |

(注) 当社及び当社子法人等が、当該会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、111百万円であります。

(2) 責任限定契約

当社は、当該会計監査人との責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の重要な子法人等のうち、富国生命インターナショナル（英国）株式会社及び富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、保険業法第53条の14第4項第6号にもとづく、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針（以下、基本方針）」を定めております。

基本方針の運用状況については、定められた全ての項目について、毎事業年度、検証を行い、適正に運用されていることを確認しております。また、項目毎の運用状況は以下のとおりで、当該運用状況については取締役会へ報告しております。

<基本方針の運用状況の概要>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み

- ・ 「コンプライアンスに関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けた「法令遵守委員会」がコンプライアンスを推進しています。コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役職員へ配付するとともに、年度毎のコンプライアンス実践計画であるコンプライアンス・プログラムを取締役会の決議により策定しています。平成28年度においては、「法令遵守委員会」を4回開催したほか、役員向け、本社部課長向け及び支社長向けのコンプライアンス研修をはじめとする各種研修を実施しました。
- ・ 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」のもと、反社会的勢力との関係を排除・遮断し不当要求に対しては断固たる姿勢で対応しているほか「利益相反管理のための基本方針」のもと、当社及びこの基本方針で定義された当社グループ会社間での取引について適切な利益相反管理を行っています。平成28年度においては、既契約のスクリーニングにより反社会的勢力との関係遮断を継続して行いました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

- ・ 法令及び社内規程に従い、取締役会・常勤取締役会等の重要会議に関する議事録を適正に記録・保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

- ・ 「統合的リスク管理に関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けた「リスク管理委員会」が統合的リスク管理を推進し、下部組織として5つの委員会を設置し、当社を取り巻く様々なリスクの管理を行っています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 経営の意思決定と業務執行を分離することで、取締役の職務の執行の効率化を図るた

め執行役員制度を導入しています。取締役会は、業務執行の監督を担い原則月1回、平成28年度は15回開催しました。常勤取締役会は、会社の重要な業務執行に関する事項を審議することを目的としており、原則として月3回、平成28年度は32回開催しました。

- ・ 「事務分掌規程」により各部署の役割を定めているほか、「決裁・決議基準」により権限範囲を明確化させることにより、適切な権限委譲を可能とする体制を構築しています。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」のもと、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行う体制を構築し、財務報告の信頼性の確保に努めています。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「関連会社の管理に関する基本方針」のもと、子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項を当社へ報告する体制、子会社のコンプライアンス管理体制及びリスク管理体制などを整備し、適正な運用に努めています。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 監査役の職務が実効的に行われるため、監査役は、取締役会、常勤取締役会等の重要会議に出席しています。代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見交換しているほか、内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携しています。また、監査役が必要とする費用等については適切かつ迅速に処理しています。
- ・ 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が判明した場合には、直ちに監査役へ報告する旨及び当該報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことについて、社内通知等で周知・徹底を図っております。
- ・ 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。監査役室に所属する職員の評価・異動・懲戒ならびに組織変更にあたっては、監査役の承認を得たうえで行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

また、基本方針については特に見直すべき事項がなかったため、前年度と同内容の方針を平成29年3月29日開催の取締役会において決議しており、その内容は次のとおりです。

<基本方針全文>

<内部統制システムの基本方針>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

(1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制

- ① コンプライアンスを実践するための基本的な事項については「コンプライアンスに関する基本方針」に規定する。さらにそれを具体化するために「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定する。
- ② 役職員のコンプライアンス実践の基本となる規範として「富国生命役職員行動規範」を定め、役職員は本行動規範に従って日常業務を遂行する。
- ③ コンプライアンスの推進については、社長を委員長とする「法令遵守委員会」が、取締役会からの委任を受けて行う。本社及び支社においては、コンプライアンス推進の責任者（法令遵守責任者）と実務担当者（法令遵守担当者）が、同委員会の事務局を担当するコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進する。
- ④ コンプライアンス面での適切性の検証を行うため、社内にチーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- ⑤ コンプライアンス意識の徹底を図るため、留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年作成し役職員に配付する。
- ⑥ 年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを取締役会の決議により策定し実践する。このコンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けのコンプライアンス研修を実施する。コンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取締役会へ報告する。
- ⑦ 法令・社内規程に反する行為等の相談窓口を社内外に設置し、「コンプライアンス相談窓口に関する規程」に基づき通報が可能な態勢を確保する。
- ⑧ 法令・社内規程に違反した行為を行った職員は、就業規則、賞罰の手続きに関する規程及び法令・社内規程に違反した場合の措置基準に基づき懲戒処分の対象とする。
- ⑨ 内部監査部門は、本社各部門及び支社の監査を通じ、法令・社内規程を遵守し業務執行が適正に行われていることを検証する。

(2) 反社会的勢力との関係を排除・遮断し不当要求に断固たる姿勢で対応するための体制

- ① この基本方針及び「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」に基づく「反社会的勢力対応規程」を定める。
- ② 豊かな組織対応により、当社及び当社グループ会社において、反社会的勢力との取引予防及び取引解消を行い、関係遮断を推進するとともに、不当要求に対しては断固たる姿勢で対応する。
- ③ コンプライアンス統括部において、反社会的勢力への対応に関する統括部署として警察や弁護士等の外部専門機関と連携する。

(3) お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、当社及びこの基本方針で定義された当社グループ会社が行う取引によりお客様の利益が不当に害されることを防止するため利益相反のおそれのある取引について適切な利益相反管理を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総代会・取締役会等の重要な会議の議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い適正に記録・保存され、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

統合的リスク管理のために定めた「統合的リスク管理に関する基本方針」、「リスク管理委員会規程」及び「統合的リスク管理に関する組織権限規程」に基づき取締役会から委任されたリスク管理委員会が統合的リスク管理を行う。また、リスク管理委員会に以下の下部各委員会を設置し、所管するリスクの管理の推進を行う。

① 保険引受リスク管理委員会

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスクの管理を行う。

② 資産運用リスク管理委員会

市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクの管理を行う。

③ 事務リスク管理委員会

役職員が正確な事務を怠ること、または事故・不正等を起こすことにより会社が損失を被るリスクの管理を行う。

④ システムリスク管理委員会

システムの安全性・信頼性に関するリスク、システムの有効性・効率性に関するリスク、システムの遵守性に関するリスクの管理を行う。

⑤ セキュリティ一委員会

自然災害、不慮の事故、企業情報の流出や漏洩等のリスクの管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会は業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会で定められた規程に基づき業務執行の責任と業務管理を行うことで、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ② 常勤取締役によって構成される常勤取締役会を設置し、会社の重要な業務執行に関する事項を審議する。常勤取締役会は原則として毎月3回開催する。
- ③ 事務分掌規程及び決裁基準に基づき職務が遂行されており、取締役の職務の執行を効率的に行うため適切な権限委譲がなされている。
- ④ 内部監査部門による監査を通じ、事務分掌規程及び決裁基準に基づき職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行うことにより、財務報告の信頼性の確保を図る。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、その実質子会社（以下「子会社」という）における業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に係る支援等を行う。

（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の常勤取締役会、また、必要に応じて取締役会は、子会社の事業運営の状況等（取締役等の職務執行状況を含む）の報告を受ける。

（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理委員会において統合的リスク管理を行う。また、「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理専門委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置し、子会社での損失を被るリスクの管理を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務が効率的に遂行されるため、子会社の取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準の整備状況等について確認し、必要に応じて整備等に係る支援を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、子会社において取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準に基づき、職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においてコンプライアンスが推進されるため、子会社の役職員行動規範の制定・改正及び年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定の支援等を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、法令・社内規程を遵守し業務執行が適正に行われていることの検証を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため監査役室を設け、取締役の指揮命令に服さない専任の職員を配置する。
- ② 監査役の職務を補助する職員の人事評価・人事異動・懲戒処分・組織変更等については、監査役の承認を必要とする。

8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令もしくは定款に違反する重大な事実について、当社及び子会社の役職員から当社監査役への適切な報告が行われるため、必要な規程等を整備する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社または子会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- ② 前記の報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するため、必要な規程等を整備する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務の執行のために必要な費用や負担した債務等について、前払いまたは償還、弁済を行うなど適切かつ迅速に処理することとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会はもとより、その他の重要会議に監査役が出席することとする。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換する。
- ③ 内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携する。
- ④ 取締役・執行役員による重要な決裁事項について監査役への報告を行うこととする。

以上

7. その他

[経営・相互会社制度運営に関する事項]

(1) 評議員会

平成28年6月、10月、3月に評議員会を開催しました。

(2) 総代改選

第20期総代の任期満了にともない、平成28年7月から8月にかけて実施した社員投票で120名の総代候補者全員が信任され、平成28年9月に第21期総代として就任しました。

(3) ご契約者懇談会

平成28年度中に全国62支社でご契約者懇談会を開催し、1,248名のご契約者にご出席いただきました。

(4) 基金の償却

平成28年9月、基金200億円を償却しました。

(5) 社債の発行

平成28年10月、永久劣後特約付社債を500億円発行しました。

(6) 内務職員人事制度の改正

平成28年10月、内務職員一人ひとりの成長及び多様で柔軟な人材配置による生産性の向上を図ることを目的として、内務職員人事制度を改正しました。

(7) 社員数・総代数

平成29年3月末現在の社員数は、1,767,372名、総代数は120名です。

[商品に関する事項]

平成28年4月、医療保険「医療大臣プレミアエイト」を発売しました。

[社会貢献活動に関する事項]

(1) フコク生命 訪問&チャリティコンサート

プロの音楽家による「本物のクラシック音楽の演奏」に触れる機会の少ない特別支援学校や障がい者施設の方々へ、演奏会をお届けする「訪問コンサート」と、ご来場の皆さんに地域の福祉にお役立ていただく募金へのご協力をお願いする「チャリティコンサート」を8ヵ所で開催しました。

(2) 被災地応援活動

東日本大震災・熊本地震の被災地を応援する活動として、被災地の特別支援学校や音楽ホールなどで「訪問&応援コンサート」を計15ヵ所で開催しました。

「訪問&チャリティコンサート」ではチャリティ募金の一部を東日本大震災で被災した福島県、岩手県、宮城県に寄付を行ってきましたが、平成28年度は、被災地3県

と同様に熊本県への寄付も開始しました。

また本社ビル内では被災地3県と熊本県の特産品販売会を開催しました。

(3) 「ハローキティ」の病院訪問活動

当社イメージキャラクターである「ハローキティ」が小児病棟などを訪問して、入院中の子どもや、そのご家族を応援する活動を4カ所で実施しました。

(4) フコク生命（いのち）の森プロジェクト

環境保全活動として、当社が静岡県伊東市に保有する山林における竹害対策を主とした「フコク生命（いのち）の森プロジェクト」を10回開催し、延べ126名の役職員が参加しました。

(5) すまいる・ぎやらりー

障がいのある子どもたちのアート制作を応援する活動として、内幸町本社ビル地下2階壁面において12校の特別支援学校生徒の絵画展を開催しました。

(6) 「振り込め詐欺被害防止アドバイザー」制度の推進

当社は、社会問題となっている振り込め詐欺の被害防止に協力するため、平成27年度より各都道府県の警察本部、警察署と連携し啓発活動に取り組んでおります。具体的には、当社お客さまアドバイザーが「振り込め詐欺被害防止アドバイザー」として社内認定され、日頃の営業活動の中で振り込め詐欺に関する注意喚起を行い、被害防止に努めています。平成28年度は全国5支社で当社お客さまアドバイザーに対して警察本部、警察署より振り込め詐欺被害防止に関する研修を実施していただき、振り込め詐欺被害防止活動協力支社は累計で27支社に達しております。

[会社役員に関する事項]

- (1) 平成28年2月24日の取締役会決議により、平成28年4月1日付にて代表取締役社長 米山 好映が代表取締役社長 社長執行役員に就任、取締役 古屋 勝正が取締役副社長執行役員に就任、取締役 秋川 貞、取締役 藤原 利秀、取締役 櫻井 祐記、取締役 林 俊勝の4名が取締役 常務執行役員に就任、櫻井 健司が常務執行役員に就任、古橋 利光、北村 康幸、鈴木 修、中尾 真司、鳥居 直之、中鶴 正人、市川 親司、秋山 繁（新任）、大森 丈史（新任）、渡部 肇（新任）の10名が執行役員に就任しました。
- (2) 平成28年7月5日の第94回定時総代会において、取締役に秋山 智史、米山 好映、古屋 勝正、秋川 貞、藤原 利秀、櫻井 祐記、林 俊勝、一色 浩三、田辺 和夫の9名が再選、新たに北村 康幸、渡部 肇の2名が選任され、それぞれ就任しました。また、平井 堅治、酒井 均は任期満了にともない取締役を退任しました。
- (3) 平成28年7月5日の第94回定時総代会において、監査役に根津 嘉澄、指田 穎一、吉澤 啓の3名が再選、新たに高橋 恒平が選任され、それぞれ就任しました。また、監査役 大橋 光夫は任期満了により監査役を退任しました。

- (4) 平成28年7月5日の取締役会決議により、取締役 秋山 智史が取締役会長に就任、取締役 米山 好映が代表取締役社長に就任しました。
- (5) 平成28年9月30日の取締役会決議により、平成28年10月1日付にて有田 親央（新任）が執行役員に就任しました。
- (6) 平成29年3月29日、執行役員 古橋 利光が保険計理人を退任し、同日の取締役会決議により、新たに砂本 直樹が保険計理人に選任されました。
- (7) 平成29年3月31日、任期満了にともない櫻井 健司が常務執行役員を、古橋 利光、秋山 繁が執行役員をそれぞれ退任しました。

報告事項Ⅱ. 平成28年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件

平成28年度（平成29年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金及び預貯金 | 44,681 | 保険契約準備金 | 5,604,007 |
| 現金 | 162 | 支払備金 | 19,533 |
| 預貯金 | 44,518 | 責任準備金 | 5,533,544 |
| コ一ル口一ヶ月の信託券 | 193,000 | 社員配当準備金 | 50,929 |
| 買入金銭債権 | 753 | 再保険借債 | 62 |
| 金銭の信託券 | 29,787 | 社債 | 191,935 |
| 有価証券 | 5,369,678 | その他の負債 | 44,797 |
| 国地方債 | 2,015,161 | 未払法人税等 | 4,733 |
| 社債 | 123,972 | 未払金 | 3,501 |
| 株式 | 733,459 | 未払費用 | 10,520 |
| 外國証券 | 679,556 | 前受収益 | 364 |
| その他の証券 | 1,722,752 | 預り金 | 5,579 |
| 付込保険約款 | 94,774 | 預り保証金 | 13,505 |
| 一般貸付 | 627,722 | 融資 | 2,186 |
| 保険約款貸付 | 59,238 | 派生商品 | 3,250 |
| 一般貸付 | 568,483 | 資産除去年債 | 1,154 |
| 有形固定資産 | 219,515 | 仮受 | 25,789 |
| 土地 | 125,276 | 退職給付引当金 | 82,464 |
| 建物 | 88,010 | 価格変動準備金 | 19,132 |
| リース資産 | 2,013 | 繰延税金負債 | 14,265 |
| 建設仮勘定 | 1,140 | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| その他の有形固定資産 | 3,074 | 負債の部合計 | 5,982,454 |
| 無形固定資産 | 22,052 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 10,836 | 基本金 | 10,000 |
| その他の無形固定資産 | 11,216 | 基金償却積立金 | 106,000 |
| 再保険 | 200 | 再評価積立金 | 112 |
| その他の資産 | 60,032 | 剰余金 | 129,427 |
| 未収金 | 5,883 | 損失填補準備金 | 2,849 |
| 前払費用 | 1,291 | その他剩余金 | 126,578 |
| 未収益 | 27,680 | 基金償却準備金 | 4,000 |
| 預託金 | 2,241 | 社員配当平衡積立金 | 20,000 |
| 先物取引差金勘定 | 25 | 価格変動積立金 | 41,000 |
| 金融派生商品 | 15,824 | 不動産圧縮準備金 | 257 |
| 仮払金 | 2,487 | 不動産圧縮特別勘定積立金 | 100 |
| リース投資資産 | 734 | 別途準備金 | 767 |
| その他の資産 | 3,864 | 当期末処分剩余金 | 60,453 |
| 貸倒引当金 | △ 1,776 | 基金等合計 | 245,539 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 333,545 |
| | | 土地再評価差額金 | 4,107 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 337,652 |
| | | 純資産の部合計 | 583,192 |
| 資産の部合計 | 6,565,647 | 負債及び純資産の部合計 | 6,565,647 |

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出

(4) 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（平成28年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(5) 外貨建資産・負債（子会社及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しております、その減額した額は1百万円であります。

- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
 退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
- (8) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) 当社が貸手となるファイナンス・リース取引については、リース料受取時に利息及び配当金等収入を計上し、原価をその他運用費用に計上しております。
- (10) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日 企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジ及び国内株式に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。
 なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
- (11) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (12) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- (13) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方
 式により計算しております。
 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
 なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づいて以下のとおり追加して積み立てた責任準備金を含んでおります。
 平成24年度末において、予定利率が5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金開始日が平成25年3月31日以前の契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当年度末における残高は42,748百万円であります。
 平成27年度末において、予定利率が5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金開始日が平成25年4月1日以降平成29年3月31日以前の契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てるとともに、一部の5年ごと利差配当付終身医療給付保険についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は29,931百万円であります。
- (14) ソフトウェアに計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
- (15) 個人保険・個人年金保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
2. 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(平成28年6月17日 実務対応報告第32号)を当年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
 この結果、当年度の経常利益及び税引前当期純剰余が100百万円増加しております。

3. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。

なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。

資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本3規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次でなど定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関しVaRを用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。

一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------|--------------|-----------|---------|
| 現金及び預貯金 | 43,274 | 43,274 | — |
| 有価証券として取扱わない現金及び預貯金 | 43,274 | 43,274 | — |
| コールローン | 193,000 | 193,000 | — |
| 買入金銭債権 | 753 | 808 | 54 |
| 貸付金として取扱う債権 | 753 | 808 | 54 |
| 金銭の信託 | 28,787 | 28,787 | — |
| 売買目的有価証券 | 28,787 | 28,787 | — |
| 有価証券 | 5,209,110 | 5,511,408 | 302,297 |
| 売買目的有価証券 | 179,246 | 179,246 | — |
| 満期保有目的の債券 | 764,914 | 908,680 | 143,766 |
| 責任準備金対応債券 | 1,008,212 | 1,166,744 | 158,531 |
| その他有価証券 | 3,256,735 | 3,256,735 | — |
| 貸付金 | 627,722 | 651,958 | 24,235 |
| 保険約款貸付 | 59,238 | 59,238 | △ 0 |
| 一般貸付 | 568,483 | 592,719 | 24,235 |
| 資産計 | 6,102,649 | 6,429,237 | 326,588 |
| 社債(*1) | 191,935 | 199,659 | 7,724 |
| 負債計 | 191,935 | 199,659 | 7,724 |
| 金融派生商品(*2) | 13,638 | 13,638 | — |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 535 | 535 | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 13,102 | 13,102 | — |

(*1) 通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(1) 現金及び預貯金（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを除く）、コールローン
全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）

市場価格のある有価証券は、3月末日の市場価格等によっております。一方、市場価格のない有価証券は、主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。

なお、子会社・関連会社株式、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、有価証券に含めておりません。当該子会社・関連会社株式の当年度末における貸借対照表価額は64,837百万円、非上場株式の当年度末における貸借対照表価額は6,109百万円、組合出資金等の当年度末における貸借対照表価額は17,418百万円であります。

(3) 貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(4) 社債

当社の発行する社債は、市場価格等によっております。

(5) 金融派生商品

①先物、オプションの取引所取引の時価については、取引所清算値段によっております。

②先渡、オプション、スワップの店頭取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

③為替予約取引の時価については、直物為替相場及び先物為替相場によっております。

4. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は172,312百万円、時価は283,598百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）によっております。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は974百万円であります。

5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は38,863百万円であります。

6. 貸付金のうち、破綻先債権額は230百万円、延滞債権額は884百万円で、その合計額は1,115百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。

上記各金額は、1.(6)の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は1百万円減少しております。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は158,873百万円であります。

8. 特別勘定の資産の額は 75,678 百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
9. 子会社等に対する金銭債権の総額は 2,471 百万円、金銭債務の総額は 2,187 百万円であります。
10. 繰延税金資産の総額は 117,179 百万円、繰延税金負債の総額は 132,077 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 4,235 百万円であります。
繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、保険契約準備金 73,414 百万円、価格変動準備金 23,089 百万円及び退職給付引当金 12,447 百万円であります。
繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額 127,885 百万円であります。
当年度における法定実効税率は 28.2% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 8.1%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△24.5% であります。
11. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 50,368 百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 35,236 百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 34,695 百万円 |
| 利息による増加等 | 20 百万円 |
| 当期末現在高 | 50,929 百万円 |
12. 子会社等の株式は 64,837 百万円であります。
13. 担保に供されている資産の額は、有価証券 27,012 百万円、預貯金 1,688 百万円であります。
また、担保付き債務の額は 4,974 百万円であります。
14. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 3 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 30 百万円であります。
15. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は 337,765 百万円であります。
16. 基金 20,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
17. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は 10,500 百万円であります。
18. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
19. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 9,406 百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定しております。
- (2) 確定給付制度
① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|-------------------|
| 期首における退職給付債務 | 85,184 百万円 |
| 勤務費用 | 3,508 百万円 |
| 利息費用 | 510 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 656 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 4,583 百万円 |
| 期末における退職給付債務 | <u>85,277 百万円</u> |

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-------------------|
| 期首における年金資産 | 44,636 百万円 |
| 期待運用収益 | 671 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 57 百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 2,689 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 1,400 百万円 |
| 期末における年金資産 | <u>46,654</u> 百万円 |

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------|-------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 73,902 百万円 |
| 年金資産 | △ 46,654 百万円 |
| | 27,247 百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 11,375 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △ 13,156 百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | 323 百万円 |
| 退職給付引当金 | <u>25,789</u> 百万円 |

④退職給付に関する損益

| | |
|-------------------|------------------|
| 勤務費用 | 3,508 百万円 |
| 利息費用 | 510 百万円 |
| 期待運用収益 | △ 671 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | 2,306 百万円 |
| 過去勤務費用の当期の費用処理額 | △ 76 百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | <u>5,578</u> 百万円 |

⑤年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|----------|----------------|
| 国内株式 | 46.1 % |
| 生命保険一般勘定 | 34.2 % |
| 国内債券 | 8.0 % |
| 外国株式 | 7.9 % |
| 外国債券 | 2.7 % |
| その他 | 1.1 % |
| 合計 | <u>100.0 %</u> |

年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 37.2% 含まれております。

⑥長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 割引率 | 0.6 % |
| 長期期待運用收益率 | |
| 確定給付企業年金 | 2.5 % |
| 退職給付信託 | 0.0 % |

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 194 百万円であります。

21. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(平成 28 年 3 月 28 日 企業会計基準適用指針第 26 号) を当年度から適用しております。

平成28年度 (平成28年4月1日から) 損益計算書
 平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

| 科 目 | | | | | | | | | | | | 金額 | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------|--|
| 経常収益料等収入 | | | | | | | | | | | | 743,169 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 574,427 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 574,124 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 302 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 160,197 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 134,451 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 21 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 109,253 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 11,314 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 13,736 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 125 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 14,473 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 7,018 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 90 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 122 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 4,041 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 8,545 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 743 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 3,368 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 1,185 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 288 | |
| 保険金 | | | | | | | | | | | | 2,959 | |
| 経常費用 | | | | | | | | | | | | 689,056 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 489,162 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 104,168 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 173,825 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 109,736 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 71,388 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 29,658 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 385 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 49,202 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 49,181 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 20 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 44,581 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 4,057 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 1,144 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 7,042 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 5,493 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 24 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 15,624 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 4,319 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 6,875 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 87,218 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 18,891 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 5,388 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 5,976 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 6,647 | |
| 保険料 | | | | | | | | | | | | 879 | |
| 経常利益 | | | | | | | | | | | | 54,113 | |
| 経常利益 | | | | | | | | | | | | 240 | |
| 固定資産 | | | | | | | | | | | | 2 | |
| 固定資産 | | | | | | | | | | | | 195 | |
| 固定資産 | | | | | | | | | | | | 42 | |
| 特別損失 | | | | | | | | | | | | 14,428 | |
| 特別損失 | | | | | | | | | | | | 180 | |
| 特別損失 | | | | | | | | | | | | 71 | |
| 特別損失 | | | | | | | | | | | | 14,176 | |
| 税法法 | | | | | | | | | | | | 39,925 | |
| 税法法 | | | | | | | | | | | | 13,453 | |
| 税法法 | | | | | | | | | | | | △ 10,202 | |
| 税法法 | | | | | | | | | | | | 3,251 | |
| 税法法 | | | | | | | | | | | | 36,674 | |

(損益計算書の注記)

1. 子会社等との取引による収益の総額は 877 百万円、費用の総額は 8,084 百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 11,175 百万円、株式等 2,741 百万円、外国証券 556 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 441 百万円、株式等 1,312 百万円、外国証券 3,739 百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、外国証券 24 百万円であります。
5. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は 11 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 0 百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、利息及び配当金等収入 6,464 百万円、評価損 17,796 百万円であります。
7. 金銭の信託運用損には、評価益が 0 百万円含まれております。
8. 金融派生商品収益には、評価益が 2,224 百万円含まれております。

平成28年度（平成29年4月1日から） 基金等変動計算書

| 基 金 等 | | | | | | | | | | | 評 価 ・ 換 算 差 銘 等 | | | | | | | |
|------------------------|-------------|----------|---------------|-------------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------------|-----------|---------------|-----------------|-----------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------------|----------|
| 基 金 | 基 金 債 個 立 金 | 再 評 価 金 | 損 失 増 補 平 備 金 | 社 員 配 当 平 衡 積 立 金 | 基 金 債 個 却 清 額 金 | 資 格 變 動 積 立 金 | 不 動 產 原 價 平 備 金 | 不 動 產 特 別 満 足 積 立 金 | 別 途 増 補 金 | 當 期 未 分 額 余 金 | 基 金 等 合 計 | 基 金 等 合 計 | 其 他 有 価 有 債 金 | 其 他 有 価 有 債 金 | 土 地 重 評 価 差 銘 金 | 土 地 重 評 価 差 銘 金 | 評 価 ・ 換 算 差 銘 等 合 計 | 純資 産 合 計 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | 30,000 | 86,000 | 112 | 2,742 | 18,000 | 20,000 | 41,000 | 266 | - | 767 | 65,509 | 148,284 | 264,397 | 338,421 | 4,128 | 342,549 | 606,947 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社員配当準備金の積立 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 損失増補準備金の積立 | | | 106 | | | | | | | | | | △ 106 | - | - | - | - | |
| 基金償却積立金の積立 | | | 20,000 | | | | | | | | | | | | | | 20,000 | |
| 基金利息の支払 | | | | | | | | | | | | | △ 316 | △ 316 | △ 316 | | △ 316 | |
| 当期純剰余 | | | | | | | | | | | | | 36,674 | 36,674 | 36,674 | | 36,674 | |
| 基金の償却 | | △ 20,000 | | | | | | | | | | | | | | | △ 20,000 | |
| 基金償却準備金の積立 | | | | 6,000 | | | | | | | | | △ 6,000 | - | - | - | - | |
| 基金償却準備金の貯留 | | | | | △ 20,000 | | | | | | | | | △ 20,000 | △ 20,000 | △ 20,000 | △ 20,000 | |
| 不動産原価準備金の積立 | | | | | | 2 | | | | | | | △ 2 | - | - | - | - | |
| 不動産原価準備金の取崩 | | | | | | | △ 11 | | | | | | 11 | - | - | - | - | |
| 不動産原価準備金の貯留 | | | | | | | | 100 | | | | | △ 100 | - | - | - | - | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | | 20 | | 20 | | 20 | | | | 20 | |
| 基金等以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | | | | | △ 1,876 | △ 20 | △ 4,896 | |
| 当期変動額合計 | △ 20,000 | 20,000 | - | 106 | △ 14,000 | - | - | △ 8 | 100 | - | △ 5,056 | △ 18,857 | △ 4,876 | △ 20 | △ 4,896 | △ 23,754 | | |
| 当期末残高 | 10,000 | 106,000 | 112 | 2,849 | 4,000 | 20,000 | 41,000 | 257 | 100 | 767 | 60,453 | 129,427 | 245,539 | 333,545 | 4,107 | 337,652 | 583,192 | |

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月20日

富国生命保険相互会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 好 生 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 安 田 雄 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、富国生命保険相互会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

富国生命保険相互会社 監査役会

| | | |
|---------|-------|---|
| 監査役(常勤) | 吉澤 啓 | ㊞ |
| 監査役(常勤) | 今井 明雄 | ㊞ |
| 監査役 | 根津 嘉澄 | ㊞ |
| 監査役 | 指田 祯一 | ㊞ |
| 監査役 | 高橋 恭平 | ㊞ |

(注) 監査役根津嘉澄、指田禕一及び高橋恭平は、保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。

報告事項 III. 相互会社制度運営報告の件

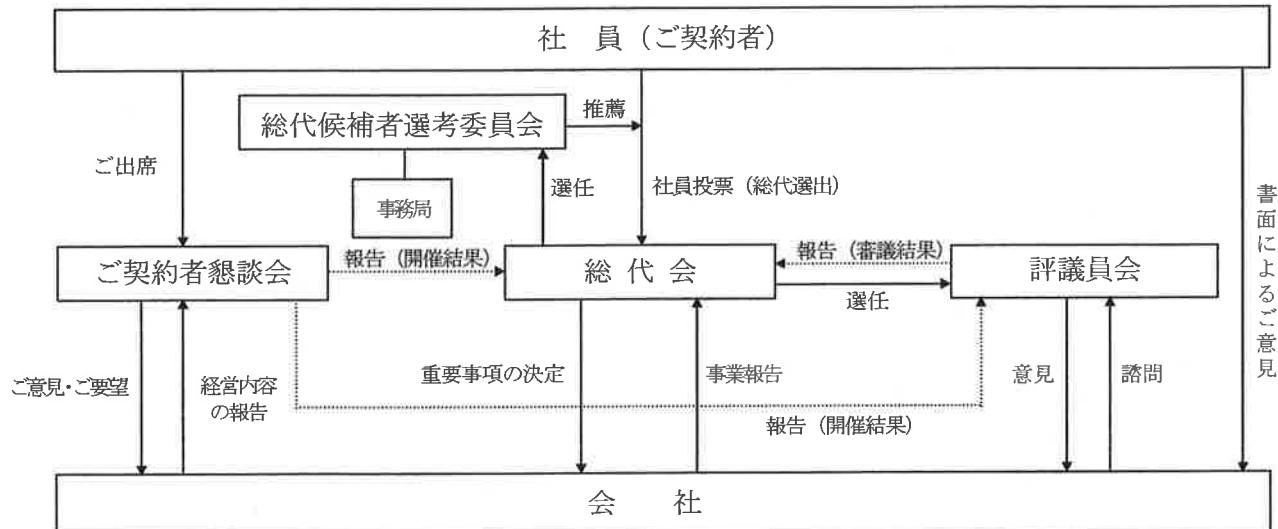
1. 総代会

(1) 社員、総代及び総代会

当社は相互会社であり、ご契約者は原則として社員*となります。平成29年3月末の社員数は176万7,372名です。

相互会社の最高意思決定機関は、社員総会またはこれに代わるべき総代会です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりませんが、社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難なため、社員の中から選出された総代により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しています。

※剩余金の分配のない保険契約のみのご契約者は、当社定款の定めにより社員とはなりません。



(2) 総代会の傍聴制度

社員に会社経営に対するご理解を一層深めていただくため、総代会の傍聴希望者を公募する制度を実施しています。

公募は、総代会開催前の一定期間、本社、支社及び営業所などの店頭にポスターを掲示するとともに、当社のホームページに掲載する方法で行っています。

(3) 総代会議案及び議事録の閲覧

総代会の議案及び議事録や主な質疑応答の要旨は、本社及び各支社に備え置いてありますので、社員は閲覧することができます。また、当社のホームページにも掲載しています。

2. 総代選出

(1) 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めています。当社の社員数は約176万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えています。

なお、総代は各都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしています。

(2) 総代の選出方法

当社の総代の選出は、総代候補者選考委員会が総代候補者を推薦し、この総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しています。

具体的には、以下の方法で選出されます。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考します。次に、推薦に関する公告を行い、推薦された個々の総代候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。また、総代候補者選考委員会事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されると考えています。

平成28年9月7日をもって第20期総代全員の任期が満了することにともない、平成28年7月から8月にかけて、第21期総代を選出するための社員投票を実施しました。

社員投票の結果、各総代候補者について、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しなかったため、120名の総代候補者全員が信任され、平成28年9月8日付で総代に就任しました。

○第21期総代改選時の総代候補者選考基準は次のとおりです。

総代候補者選考基準 (平成26年11月13日第1回総代候補者選考委員会承認)

1. 総代候補者の資格基準

- 1) 平成26年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
- 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
- 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
- 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。

2. 総代候補者の適格基準

- 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
- 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
- 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。

3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。

- 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、特定の層に偏らないように配慮する。
- 2) 経営チェック機能の面から、以下の通り多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。

4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

| | | |
|-----|-----|-----------|
| 北海道 | 7名 | (現員数 7名) |
| 東 北 | 11名 | (現員数 11名) |
| 関 東 | 44名 | (現員数 43名) |
| 中 部 | 20名 | (現員数 19名) |
| 近 畿 | 15名 | (現員数 16名) |
| 中 国 | 9名 | (現員数 9名) |
| 四 国 | 4名 | (現員数 4名) |
| 九 州 | 10名 | (現員数 10名) |

3. 評議員会の開催

評議員会では、当社から諮問を受けた事項及び社員から書面で提出された会社経営に関する事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいています。

平成28年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な議論がなされました。

(1) 平成28年度第1回評議員会（平成28年6月7日開催）

- ・平成27年度業績状況について
- ・第94回定時総代会の報告事項と決議事項について
- ・ご契約者懇談会の実施状況について
- ・中期経営計画について

(2) 平成28年度第2回評議員会（平成28年10月31日開催）

- ・評議員会審議内容の取締役会への報告について
- ・第94回定時総代会におけるご意見・ご質問について
- ・コーポレートガバナンス基本方針について

(3) 平成28年度第3回評議員会（平成29年3月8日開催）

- ・第95回定時総代会の日程について
- ・ご契約者懇談会の実施状況について
- ・価値観としての「お客さま基点」について
- ・評議員会審議内容の総代会への連携について

4. ご契約者懇談会の開催

ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容などをお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を昭和50年度から全国各地で開催しています。

平成28年度のご契約者懇談会は、平成29年1月から2月にかけて全国62支社すべてで開催し、総代82名を含む1,248名のご契約者が出席されました。

当社では、できる限り幅広い年齢層や職業のご契約者に出席していただくため、従来より、土曜日開催を推進しています。

ご契約者懇談会では当社の経営方針、業績状況、商品概要などをDVD及び本社より出席しました役職員により、わかりやすくご説明しました。また、質疑応答時間を十分確保し、出席者から多数のご意見やご質問をいただけるようにしました。

なお、寄せられたご意見・ご要望などにつきましては、会社経営に反映するよう努めています。

決議事項

総代会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 平成28年度剰余金処分案承認の件

当期末処分剰余金 604億5,357万766円、不動産圧縮準備金取崩額 159万920円及び不動産圧縮特別勘定積立金取崩額 1億46万4,000円の計 605億5,562万5,686円のうち、367億9,752万2,306円を当期の剰余金処分額とし、残額の 237億5,810万3,380円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

当期の処分につきましては、社員配当準備金に 345億9,202万2,306円を繰り入れ、その他を損失填補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。

任意積立金のうち基金償却準備金 20億円につきましては、基金の償却に充てるために積み立てるものであります。

平成28年度（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）剰余金処分案

(単位：円)

| 科 目 | 金 領 |
|-------------------------------|----------------|
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 60,453,570,766 |
| 任 意 積 立 金 取 崩 額 | 102,054,920 |
| 不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額 | 1,590,920 |
| 不 動 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 取 崩 額 | 100,464,000 |
| 計 | 60,555,625,686 |
| 剰 余 金 処 分 額 | 36,797,522,306 |
| 社 員 配 当 準 備 金 | 34,592,022,306 |
| 差 引 純 剰 余 金 | 2,205,500,000 |
| 損 失 填 補 準 備 金 | 105,000,000 |
| 基 金 利 息 | 100,500,000 |
| 任 意 積 立 金 | 2,000,000,000 |
| 基 金 償 却 準 備 金 | 2,000,000,000 |
| 次 期 繰 越 剰 余 金 | 23,758,103,380 |

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

1. 平成28年度末社員配当準備金509億2,972万8,117円と、平成28年度
剰余金から繰り入れました345億9,202万2,306円との合計額
855億2,175万423円の中から普通保険約款、特約条項及び契約書に従い
社員配当金を分配します。

2. 平成29年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

(1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、合計額が負値の場合は
0円とします。

① 5年ごと配当付保険契約

[普通配当] a, b, c, dを合算した金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額

b. 死差益配当金

危険保険金に表2の配当率を乗じた金額

c. 災害及び疾病関係配当金

入院日額に表3の(1)または(2)の配当率を乗じた金額

d. 費差益配当金

保険金及び入院日額に表4の配当率を乗じた金額

② 5年ごと利差配当付保険契約

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額を割り振り、利息を加えた合計額と
します。

[特別配当]

b. 5年ごと健康特別配当金

5年ごとの応当日を迎える契約に対して、危険保険金に表5の(1)または
(2)の配当率を乗じた金額とします。

c. 5年ごと医療特別配当金

5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対して、過去5年間に入院給付金の支払いがないことを要件として、入院日額に表6の配当率を乗じた金額とします。

d. 毎年の健康特別配当金

契約日が平成19年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表7の配当率を乗じた金額とします。

e. 5年ごと高額加算特別配当金

5年ごとの応当日を迎える、保険金額が3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中の契約に対して、保険金に表8の配当率を乗じた金額とします。

③ 利益配当付保険契約

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に表9の配当率を乗じた金額とします。

b. 死差益配当金

危険保険金に表10の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

c. 災害及び疾病関係配当金

特約保険金及び入院日額に表11の配当率を乗じた金額とします。

d. 費差益配当金

保険金に表12の配当率を乗じた金額に表13の配当金を加えた額とします。

上記の①、②及び③について、下記の満期契約に対する長期継続特別配当金をお支払いします。

[満期契約に対する長期継続特別配当]

主契約の契約日が平成8年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表14の配当率を乗じた金額とします。

上記の各配当金のほかに、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合はその金額をお支払いします。

(2) 団体保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

① 団体定期保険契約及び総合福祉団体定期保険契約

死差益に表15の配当率を乗じた金額とします。

② 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に表16の配当率を乗じた金額とします。

③ 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約

次のa, b, cの合計額とします。

- a. 死差益に表15の配当率を乗じた金額
- b. 団体信用生命保険3大疾病保障特約の死差益に表15の配当率を乗じた金額
- c. 団体信用生命保険がん保障特約の死差益に表15の配当率を乗じた金額

ただし、a, b, cのいずれかで死差損が生じた場合には、死差益が生じた保険種類の死差益から、死差損が生じた保険種類の死差損を減じた額に、死差益が生じた保険種類の配当率を乗じた額とします。

④ 団体信用就業不能保障保険契約

死差益に表15の配当率を乗じた金額とします。

⑤ 団体終身保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表16の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表15の配当率を乗じた金額

ただし、bについては個人扱の場合、個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

⑥ 心身障害者扶養者生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表16の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表15の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

(3) 団体年金保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

① 確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約、

厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約

経過責任準備金に表16の配当率を乗じた金額とします。

② 新企業年金保険(H14)契約、新企業年金保険契約、企業年金保険契約

及び拠出型企業年金保険(H14)契約

次のa, bの合計額とします。ただし、それぞれの結果が負値の場合は0円とします。

a. 経過責任準備金に表16の配当率を乗じた金額

b. 遺族年金特約の死差益に表15の配当率を乗じた金額

③ 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約

次のa, bの合計額とします。

a. 経過責任準備金に表16の配当率を乗じた金額

b. 死差益に表15の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

④ 有期利率保証型確定拠出年金保険契約

0円とします。

(4) 財形保険契約及び財形年金保険契約

[勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約]

経過責任準備金に表16の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

(5) その他の保険契約

[医療保障保険(団体型)契約及び団体就業不能保障保険契約]

死差益に表15の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

表1 利差益配当率

[平準払契約]

| 対象契約 | 配当率 |
|------------------------|---------------|
| 予定利率1.50%未満（注1） | 1.65%と予定利率との差 |
| 予定利率1.50%以上2.00%未満（注2） | 1.90%と予定利率との差 |
| 予定利率2.00%以上 | 1.70%と予定利率との差 |

(注1) 予定利率1.15%以下の養老保険及び個人年金保険の配当率は0.00%

(注2) 予定利率1.65%の養老保険及び個人年金保険の配当率は0.05%

予定利率1.65%以下の学資保険及び収入保障特約＜遞減型＞の配当率は0.00%

[一時払契約]

| 対象契約 | 配当率 |
|--------------------|---------------|
| 予定利率1.00%以下 | 0.00% |
| 予定利率1.00%超 2.00%未満 | 1.40%と予定利率との差 |
| 予定利率2.00%以上（注3） | 1.60%と予定利率との差 |

(注3) 予定利率2.90%の一時払契約の配当率は△1.20%

表2 死差益配当率<例示>

特約組立型総合保険に付加された収入保障特約及び定期保険特約の場合

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|------|------|------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 80円 | 80円 | 140円 | 360円 | 810円 | 2,140円 |
| 女 | 30円 | 50円 | 90円 | 210円 | 360円 | 890円 |

表3 災害及び疾病関係配当率<例示>

契約日が平成21年4月2日以降 平成29年3月31日以前の
医療保険(09)及び終身医療保険(09)の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約 (入院日額1,000円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 168円 | 189円 | 258円 | 451円 | 946円 | 1,842円 |
| 女 | 192円 | 308円 | 252円 | 332円 | 610円 | 1,246円 |

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約 (入院日額1,000円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 130円 | 146円 | 200円 | 349円 | 732円 | 1,426円 |
| 女 | 148円 | 238円 | 195円 | 257円 | 472円 | 965円 |

上記は災害部分及び疾病部分の配当率の合計。

表4 費差益配当率

(保険金100万円につき)

| 保険種類 | | 配当率 |
|----------------|--|-----|
| 平成21年4月2日以降の契約 | 特約組立型総合保険、医療保険、終身医療保険、介護保障定期保険、学資保険、一時払終身保険（告知不要型） | 0円 |

医療保険及び終身医療保険については入院日額1,000円に対する率。

表5 5年ごと健康特別配当率<例示>

契約日が平成19年4月2日以降の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[経過年数10年以下]

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|--------|--------|---------|---------|---------|-----------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 76.95円 | 77.90円 | 141.55円 | 355.30円 | 806.55円 | 2,141.30円 |
| 女 | 27.55円 | 46.55円 | 91.20円 | 206.15円 | 361.95円 | 889.20円 |

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 |
| 女 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 |

契約日が平成8年10月2日以降 平成19年4月1日以前の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[経過年数10年超]

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 49.50円 | 36.00円 | 67.50円 | 166.05円 | 449.55円 | 1,102.05円 |
| 女 | 13.95円 | 19.80円 | 45.00円 | 101.25円 | 204.75円 | 524.70円 |

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 |
| 女 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 |

表6 5年ごと医療特別配当率<例示>

契約日が平成19年4月2日以降の新医療保険（120日型）及び
終身医療保険（120日型）の場合

（入院日額1,000円につき）

| 性別 | 疾病部分の配当率 | | | | | |
|----|----------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 45.23円 | 61.05円 | 94.20円 | 173.33円 | 363.45円 | 713.33円 |
| 女 | 64.80円 | 121.35円 | 90.00円 | 132.83円 | 237.68円 | 458.70円 |

災害部分の配当率は年齢によらず入院日額1,000円につき男性は40.28円、女性は27.60円。

表7 每年の健康特別配当率<例示>

契約日が平成8年10月2日以降 平成19年4月1日以前の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

（危険保険金100万円につき）

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|-----|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 290円 | 0円 | 70円 | 130円 | 1,830円 | 3,020円 |
| 女 | 20円 | 0円 | 70円 | 160円 | 880円 | 2,790円 |

表8 5年ごと高額加算特別配当率

（保険金100万円につき）

| 契約日 | 配当率 |
|-------------|------|
| 平成11年4月1日以前 | 100円 |
| 平成11年4月2日以降 | 0円 |

表9 利差益配当率

| 対象契約 | 配当率 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 予定利率1.50%未満（注1） | 1.65%と予定利率との差 |
| 予定利率1.50%以上2.00%未満（注2） | 1.90%と予定利率との差 |
| 予定利率2.00%以上3.00%以下 | 1.70%と予定利率との差 |
| 予定利率3.00%超 4.00%以下 | 1.50%と予定利率との差 |
| 予定利率4.00%超 | 1.40%と予定利率との差 |
| 災害死亡給付金付個人年金保険（積立型）（注3） | 1.55%と予定利率との差 |
| 貯蓄保険 | 0.00% |
| 一時払退職後終身保険及び年金支払特約 | |
| 予定利率1.50%未満 | 0.00% |
| 予定利率1.50%以上2.00%未満 | 1.80%と予定利率との差 |
| 予定利率2.00%以上3.00%以下 | 1.60%と予定利率との差 |
| 予定利率3.00%超 4.00%以下 | 1.40%と予定利率との差 |
| 予定利率4.00%超 | 1.30%と予定利率との差 |
| 災害死亡給付金付個人年金保険（一時払型）（注4） | 1.40%と予定利率との差 |
| 養老保険（注5） （予定利率2.25%以下の一時払契約） | （保険期間10年未満の場合） 0.70%と予定利率との差 |
| 個人年金保険 （予定利率2.00%未満の一時払契約） | （保険期間10年以上の場合） 1.10%と予定利率との差 |

(注1) 予定利率1.00%以下の年金支払移行特約の配当率は0.00%

(注2) 予定利率1.50%の年金支払移行特約の配当率は0.35%

(注3) 災害死亡給付金付個人年金保険（積立型）のうち平成27年4月1日以降の契約（予定利率1.15%及び1.35%）の配当率は0.00%

(注4) 災害死亡給付金付個人年金保険（一時払型）のうち平成24年4月2日以降の契約（予定利率0.90%及び1.20%）の配当率は0.00%

(注5) 養老保険（予定利率2.25%以下の一時払契約）のうち平成24年4月2日以降の契約（予定利率0.65%及び0.95%）の配当率は0.00%

表10 死差益配当率<例示>

契約日が平成19年4月2日以降の転換契約を除く養老保険、定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目未満] (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|------|------|------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 80円 | 80円 | 150円 | 360円 | 820円 | 2,190円 |
| 女 | 30円 | 50円 | 100円 | 210円 | 370円 | 920円 |

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 女 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

契約日が平成8年4月2日以降 平成19年4月1日以前の転換契約を除く
養老保険、終身保険、医療保険、定期保険、生存給付定期保険及び
定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目以上]

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 320円 | 130円 | 110円 | 60円 | 1,320円 | 3,510円 |
| 女 | 30円 | 50円 | 120円 | 290円 | 970円 | 3,060円 |

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 300円 | 120円 | 90円 | 0円 | 1,170円 | 3,130円 |
| 女 | 30円 | 40円 | 100円 | 260円 | 900円 | 2,880円 |

表11 災害及び疾病関係配当率<例示>

(入院日額1,000円につき)

| 保険種類 | 配当率 |
|-----------------------|-----------|
| 災害関係特約 | 50～1,650円 |
| 災害入院特約 | 10～330円 |
| 疾病入院特約 | 30～530円 |
| 成人病特約（昭和62年4月2日以降の契約） | 50円 |

災害関係特約については特約保険金100万円に対する率。

表12 費差益配当率<例示> (保険金100万円につき)

| 保険種類 | | 配当率 |
|----------------|-------------|------|
| 平成11年4月2日以降の契約 | 養老保険、終身保険 | 250円 |
| | 個人年金保険 | 125円 |
| | 定期保険、定期保険特約 | 100円 |

表13 費差益配当の高額加算配当率<例示>

主契約の保険金額が1,000万円未満の定期付養老保険及び定期付終身保険の場合
(保険金100万円につき)

| 配当回数 | 保険契約ごとの合計保険金額 | 配当率 |
|----------|-----------------------|------|
| 4回目から9回目 | 2,000万円超 3,000万円以下の部分 | 50円 |
| | 3,000万円超 5,000万円以下の部分 | 150円 |
| | 5,000万円超の部分 | 300円 |
| 10回目以上 | 2,000万円超 3,000万円以下の部分 | 300円 |
| | 3,000万円超 5,000万円以下の部分 | 450円 |
| | 5,000万円超の部分 | 600円 |

契約日から5年ごとの応当日を迎える契約で合計保険金額のうち2,000万円を超過する部分については保険金100万円につき300円を加算。

表14 満期契約に対する長期継続特別配当率

| 契約年度 | 配当率 |
|--------|-----|
| 平成19年度 | 10% |
| 平成18年度 | 15% |
| 平成17年度 | 20% |
| 平成16年度 | 25% |
| 平成15年度 | 30% |
| 平成14年度 | 35% |
| 平成13年度 | 45% |
| 平成12年度 | 55% |
| 平成11年度 | 65% |
| 平成10年度 | 75% |
| 平成9年度 | 85% |
| 平成8年度 | 95% |

上記の契約年度以外の配当率は0%。

次の保険種類の年換算保険料に配当率を乗じる。

定期保険、定期保険特約（妻型を含む）、収入保障特約、遞減定期保険特約、教育資金保障特約

表15 団体保険、団体年金保険及びその他の保険の死差益配当率

| | 保険種類 | 配当率 |
|--------|-------------------|---------------------|
| 団体保険 | 団体定期保険 | 6 %～9 7 % |
| | 総合福祉団体定期保険 | 1 4 . 0 %～9 8 . 7 % |
| | 団体信用生命保険 | 1 0 %～9 7 % |
| | 団体信用生命保険 3大疾病保障特約 | 7 %～8 5 % |
| | 団体信用生命保険がん保障特約 | 7 %～8 5 % |
| | 消費者信用団体生命保険 | 1 0 %～9 7 % |
| | 団体信用就業不能保障保険 | 1 6 %～5 2 % |
| | 団体終身保険 | 2 5 %～9 5 % |
| | 心身障害者扶養者生命保険 | 9 5 % |
| 団体年金保険 | 遺族年金特約 | 5 0 %～9 5 % |
| | 団体生存保険 新団体生存保険 | 9 5 % |
| その他の保険 | 医療保障保険（団体型） | 2 5 %～7 0 % |
| | 団体就業不能保障保険 | 1 0 %～3 0 % |

表16 団体保険、団体年金保険、財形保険及び財形年金保険の利差益配当率

| | 保険種類 | 配当率 |
|----------------|---|----------------|
| 団体保険 | 予定利率1.50%未満 | 0.00% |
| | 予定利率1.50%以上2.00%未満 | 1. 80%と予定利率との差 |
| | 予定利率2.00%以上3.00%以下 | 1. 60%と予定利率との差 |
| | 予定利率3.00%超 4.00%以下 | 1. 40%と予定利率との差 |
| | 予定利率4.00%超 | 1. 30%と予定利率との差 |
| 団体年金保険 | 確定給付企業年金保険 新企業年金保険（H14） 厚生年金基金保険（H14） | 1. 90%と予定利率との差 |
| | 新企業年金保険 企業年金保険 厚生年金基金保険 国民年金基金保険 団体生存保険 新団体生存保険 | 1. 20%と予定利率との差 |
| | 拠出型企業年金保険（H14） | 1. 50%と予定利率との差 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 財形保険 財形年金保険 | 勤労者財産形成貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 勤労者財産形成給付金保険 財形年金保険 財形年金積立保険 | 1. 50%と予定利率との差 |

第3号議案 評議員9名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、評議員全員が任期満了となりますので、評議員9名の選任をお願いするものであります。

当社の評議員は、定款第23条にもとづき社員または学識経験者としており、その候補者の選考にあたっては会社経営に幅広い見識をお持ちであること、経営の適正を期するためにおかれた評議員会に出席し積極的に発言をいただけることなどを考慮しております。

評議員候補者は次のとおりであります。

(敬称略・五十音順)

| 氏 名 | 主たる職業 | 備考 |
|---------|---|-----|
| 泉 谷 直 木 | アサヒグループホールディングス株式会社代表取締役会長兼CEO | 重 任 |
| 加 藤 兌 | 京王電鉄株式会社取締役相談役 | 重 任 |
| 小 林 哲 也 | 株式会社帝国ホテル代表取締役会長 | 重 任 |
| 手 島 忠 | 元 株式会社ニチレイ代表取締役社長 | 重 任 |
| 西 成 活 裕 | 東京大学先端科学技術研究センター教授 | 重 任 |
| 野 中 郁次郎 | 一橋大学名誉教授 | 重 任 |
| 久 塚 智 明 | 株式会社F B Tプランニング代表取締役 東京理科大大学院(MOT)講師 | 新 任 |
| 宮 川 努 | 学習院大学教授 | 重 任 |
| 八 代 ひろよ | 弁護士 | 重 任 |

(注) 主たる職業は平成29年5月1日現在

第4号議案

取締役11名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、現任取締役（11名）は全員が任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|--|---|
| 秋山智史 <small>あき やま とも かず</small> <small>(昭和10年 8月13日)</small> | 昭和34年 4月 当社入社 昭和57年 5月 財務部長 昭和59年 7月 取締役 平成元年 3月 常務取締役 平成10年 7月 代表取締役社長 平成21年 4月 代表取締役社長執行役員 平成22年 7月 取締役会長 <small>現在に至る</small> <small>(重要な兼職)</small> 株式会社東京ドーム 取締役 富士急行株式会社 取締役 日清紡ホールディングス株式会社 取締役 昭和電工株式会社 取締役 |

【取締役候補者とした理由】

秋山智史氏は、昭和59年に取締役、平成10年に代表取締役社長、平成22年からは取締役会長に就任し、現在、当社の取締役会の議長を務めております。

これらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見により、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

| | |
|--|---|
| 米山好映 <small>よね やま よし てる</small> <small>(昭和25年 6月23日)</small> | 昭和49年 4月 当社入社 平成10年 4月 総合企画室長 平成14年 7月 取締役 総合企画室長委嘱 平成17年 7月 常務取締役 平成21年 4月 取締役常務執行役員 平成22年 7月 代表取締役社長執行役員 平成23年 3月 代表取締役社長執行役員 人材開発本部長委嘱 <small>現在に至る</small> <small>(当社における担当)</small> <small>人材開発本部</small> <small>(重要な兼職)</small> 日本信号株式会社 取締役 |
|--|---|

【取締役候補者とした理由】

米山好映氏は、平成14年に取締役に就任し、平成22年からは代表取締役社長として、当社の経営方針である「お客様基点での人材育成」、「営業職員体制の強化」、「お客様純増の実現」、「業務運営の効率化」に取り組んでおります。

これらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見により、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|---|---|
| 古屋勝正 (昭和25年 1月28日) | <p>昭和48年 4月 当社入社 平成10年 4月 営業本部部長 平成10年 7月 業務部部長 平成13年 7月 近畿ブロック長兼大阪北支社長 平成14年 7月 取締役 近畿ブロック長兼大阪北支社長委嘱 平成15年 1月 取締役 業務部長委嘱 平成16年 10月 取締役 総合営業推進部長委嘱 平成17年 7月 常務取締役 平成21年 4月 取締役常務執行役員 平成22年 7月 取締役副社長執行役員 平成28年 4月 取締役副社長執行役員 中期経営計画担当委嘱 現在に至る (当社における担当) 市場開発部、総合営業推進部</p> |
| 【取締役候補者とした理由】 古屋勝正氏は、これまで支社長、個人営業部門、法人営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。 | |
| 藤原利秀 (昭和27年 1月 6日) | <p>昭和50年 4月 当社入社 平成12年 4月 法人営業部部長 平成13年 4月 年金業務部長 平成17年 4月 法人業務部長 平成17年 7月 取締役 法人業務部長委嘱 平成21年 4月 取締役執行役員 法人業務部長委嘱 平成21年 7月 執行役員 主計部長委嘱 平成22年 7月 取締役執行役員 主計部長委嘱 平成23年 4月 取締役執行役員 平成26年 4月 取締役常務執行役員 平成29年 4月 取締役専務執行役員 現在に至る (当社における担当) 営業企画部、業務部、営業管理部、年金コンサルティング部</p> |
| 【取締役候補者とした理由】 藤原利秀氏は、これまで年金業務部門、法人業務部門、主計部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。 | |

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|----------------------|---|
| 秋川貞 (昭和26年10月13日) | <p>昭和51年 4月 当社入社 平成13年 4月 四国ブロック長兼高松支社長 平成17年 1月 顧客サービス部長 平成18年 4月 お客さまサービス部長 平成19年 7月 取締役 お客さまサービス部長委嘱 平成20年 4月 取締役 業務部長委嘱 平成21年 4月 取締役執行役員 業務部長委嘱 平成22年 7月 取締役常務執行役員 業務部長委嘱 平成23年 4月 取締役常務執行役員 平成24年 4月 取締役常務執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 現在に至る (当社における担当) 法人サービス部、お客さまサービス部、契約医務部、 保険金部、契約管理部、事務企画部</p> |

【取締役候補者とした理由】

秋川貞氏は、これまで支社長、顧客サービス部門、個人営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。

同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

| | |
|-----------------------|--|
| 櫻井祐記 (昭和27年 9月11日) | <p>昭和51年 4月 当社入社 平成13年 4月 有価証券部部長 平成15年 4月 財務企画部長 平成19年 7月 取締役 財務企画部長委嘱 平成21年 4月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 平成21年 6月 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長 平成26年 4月 当社常務執行役員 平成26年 7月 取締役常務執行役員 平成28年 4月 取締役常務執行役員 中期経営計画副担当委嘱 現在に至る (当社における担当) 総合企画室、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、 有価証券管理室 (重要な兼職) 株式会社オリエントコーポレーション 監査役</p> |
|-----------------------|--|

【取締役候補者とした理由】

櫻井祐記氏は、これまで財務企画部門の長、富国生命投資顧問株式会社の代表取締役社長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。

同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|-----------------------|---|
| 林 俊勝 (昭和33年11月 5日) | <p>昭和56年 4月 当社入社 平成16年 7月 融資部長 平成21年 4月 経理部長 平成24年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 平成24年 7月 取締役執行役員 総合企画室長委嘱 平成26年 4月 取締役執行役員 平成28年 4月 取締役常務執行役員 現在に至る (当社における担当) 秘書室、総務部、人事部、経理部、主計部、関連事業部</p> |

【取締役候補者とした理由】

林俊勝氏は、これまで融資部門、経理部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。

同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

| | |
|-------------------------|---|
| 一色 浩三 (昭和21年 1月 28日) | <p>昭和44年 7月 日本開発銀行入行 平成13年 6月 日本政策投資銀行 理事 平成17年 5月 株式会社テクノロジー・アライアンス・インベストメント 取締役会長 平成21年 6月 いすゞ自動車株式会社 監査役 平成27年 6月 株式会社メディカルシステムネットワーク 取締役 現在に至る 平成19年 7月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職) 株式会社メディカルシステムネットワーク 取締役</p> |
|-------------------------|---|

【取締役候補者とした理由】

一色浩三氏は社外取締役候補者です。

同氏は、株式会社日本政策投資銀行の理事、株式会社テクノロジー・アライアンス・インベストメントの取締役会長、いすゞ自動車株式会社の社外監査役などを歴任し、現在は株式会社メディカルシステムネットワークの社外取締役に就任されており、平成19年に当社の社外取締役に就任以降、企業経営及び金融業に関する豊富な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。

当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。

また、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。

| | |
|------------------------|--|
| 吉村 博人 (昭和23年11月 6日) | <p>昭和46年 7月 警察庁入庁 平成 3年 1月 大阪府警察本部刑事部長 平成 7年 2月 鹿児島県警察本部長 平成 9年 1月 警視庁刑事部長 平成13年 9月 警察庁刑事局長 平成14年 8月 警察庁長官官房長 平成16年 8月 警察庁次長 平成19年 8月 警察庁長官 平成21年 6月 警察庁長官退任 平成22年 12月 警察共済組合 理事長 平成28年 11月 警察共済組合 理事長退任 平成29年 2月 セコム株式会社 上席顧問 現在に至る</p> |
|------------------------|--|

【取締役候補者とした理由】

吉村博人氏は社外取締役候補者です。

同氏は、長年にわたる警察行政機関での経験の中で、警察庁長官をはじめ要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。その専門的な経験と見識に基づき、中長期的な視点から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。

また、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|------------------------|--|
| 北村 康幸 (昭和33年 4月16日) | <p>昭和56年 4月 当社入社 平成17年 1月 営業企画部長 平成19年 4月 総合企画室長（部長待遇） 平成22年 4月 東京支社長 平成24年 4月 執行役員 営業企画部長委嘱 平成28年 4月 執行役員 平成28年 7月 取締役執行役員 現在に至る (当社における担当) 監査部、支払監査室</p> |

【取締役候補者とした理由】

北村康幸氏は、これまで支社長、営業企画部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。

同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

| | |
|------------------------|--|
| 渡部 穀彦 (昭和37年 4月29日) | <p>昭和61年 4月 当社入社 平成21年 6月 財務企画部長 平成28年 4月 執行役員 財務企画部長委嘱 平成28年 7月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 現在に至る (当社における担当) 株式部、資金債券部、融資部、特別勘定運用室、財務企画部、不動産部</p> |
|------------------------|--|

【取締役候補者とした理由】

渡部穀彦氏は、これまで財務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。

同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。

3. 取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める選任基準を踏まえて行っております。

[取締役選任基準]

以下の①～⑥の全てに該当すること

①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。

②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑惑がないこと。

③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。

④以下のいずれかに該当すること。

- ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。

- ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。

- ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持ち、当社経営の監視がされること。

- ・法務、税務、会計、IT、企業経営など優れた専門知識を持つこと。

- ・中長期的な視点から経営に対する助言ができること。

- ・当社のビジネスモデルに対する助言ができること。

⑤取締役会に出席し、上記④に基づく自らの意見を活発に言い、取締役会審議の充実

を行うことができるること。

⑥取締役の相互牽制を行えること。

4. 社外取締役の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める独立性基準を踏まえて行っております。

[独立性基準]

以下のいずれにも該当しないこと

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- C. 当社から役員報酬以外に 1, 000 万円以上の金銭それに相当するその他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。）
- D. 選任時から 1 年前までに当社関連会社の業務執行者

※主要な取引先とは以下の状況をいう。

- ・保険取引において、年間の保険料全体の 5 %以上を占める。
- ・年間の取引額が事業費の 5 %以上を占める。
- ・融資額が融資額全体の 5 %以上を占める。

5. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総代会終結の時まで）

取締役候補者一色 浩三氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって 10 年間であります。

6. 当社は、保険業法第 53 条の 36 が準用する会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役候補者一色 浩三氏との間で、任務懈怠により当社に損害を与えた場合は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であり、取締役候補者吉村 博人氏の選任が承認された場合は、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 取締役候補者吉村 博人氏は、平成 29 年 6 月開催予定の株式会社 LIXIL グループの定時株主総会日付で同社の社外取締役に就任する予定であります。

8. 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職については、平成 29 年 5 月 1 日現在のものであります。

第5号議案

監査役1名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、監査役今井 明雄氏が任期途中で辞任により退任することに伴い、その後任として、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職 |
|---------------------------------------|---|
| なか お しん じ 中 尾 真 司 (昭和33年 2月13日) | <p>昭和55年 4月 当社入社 平成14年 10月 京都支社長 平成21年 2月 業務部部長 平成23年 4月 業務部長 平成24年 4月 お客様サービス部長 平成26年 4月 執行役員 お客様サービス部長委嘱 平成29年 4月 執行役員 現在に至る</p> |

【監査役候補者とした理由】
 中尾真司氏は、これまで支社長、個人営業部門、顧客サービス部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。
 同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、当社の監査役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者中尾 真司氏は、監査役今井 明雄氏の後任として選任されることになりますので、その任期は当社定款第29条第4項の定めに従い、前任者の残任期間となります。
2. 候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
3. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
4. 監査役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める選任基準を踏まえて行っております。

[監査役選任基準]

- 以下の①～⑤の全てに該当すること
- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
 - ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
 - ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
 - ④以下のいずれかに該当すること。
 - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持つこと。
 - ・法務、税務、会計、IT、企業経営など優れた専門知識を持つこと。
 - ⑤中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

5. 略歴、地位及び重要な兼職については、平成29年5月1日現在であります。